令和元年第 1 O 回定例会 (第 2 日目)

津別町議会会議録

令和元年第10回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和元年12月9日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和元年12月19日 午後3時37分

議 長 鹿 中順 一

副議長佐藤久哉

議員の応召、出席状況

議席番号	氏	名	応 召 不応召	出席状況	議席 番号	氏	名	応 召 不応召	出席状況
1	篠原	眞稚子	0	0	6	渡邊	直樹	0	0
2	小林	教 行	0	0	7	山内	彬	0	0
3	村田	政 義	0	0	8	巴	光政	0	0
4	乃村	吉 春	0	0	9	佐藤	久 哉	0	0
5	高 橋	岡川	0	0	10	鹿中	順一	0	0

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

聙	战 /	名	氏	. 1	名	,	出欠		職	名		氏	. 1	名	出欠
町		長	佐	藤	多	_	0	監	查	委	員	藤	村	勝	0
教	育	長	宮	管		玲	0	選挙	管理委	員会委	員長				
農業	委員会委	員長													

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏	名	出欠	職名	氏	名	出欠
副 町 長	伊 藤	泰広	\circ	生涯学習課長	藤原	勝美	\circ
総 務 課 長	近 野	幸彦	\circ	生涯学習課長補佐	石 川	波 江	0
総務課長補佐	丸 尾	達也	\bigcirc	農業委員会事務局長	小 野	敏 明	\circ
住民企画課長	森井	研 児	\bigcirc	農業委員会事務局次長	迫 田	久	\circ
住民企画課長補佐	松木	幸次	\circ	選挙管理委員会局長	近 野	幸彦	\circ
住民企画課長補佐	中橋	正典	\circ	選挙管理委員会次長	宮脇	史 行	\circ
住民企画課長補佐	加藤	端陽	\circ	監査委員会事務局長	齊 藤	昭 一	0
保健福祉課長	小 野	淳 子	\circ	監査委員事務局次長	宮脇	史 行	\circ
保健福祉課長補佐	千 葉	誠	\circ				
保健福祉課長補佐	仁部真	美由美	\circ				
産業振興課長	小 野	敏 明	\circ				
産業振興課長補佐	迫 田	久	\circ				
産業振興課長補佐	小 泉	政 敏	\circ				
建設課長	石 川	篤	\circ				
建設課長補佐	石 川	勝己	×				
会 計 管 理 者	五十嵐	正美	\circ				
総務課庶務係長	菅 原	文 人	\circ				

会議の事務に従事した者の職氏名

	職	名		氏	名	出欠	職	名	氏	. 1 7	2	名	出欠
事	務	局	長	齊 藤	昭 一	\circ	事務局	临時職員	安	瀬	貴	子	\circ
総	務	係	長	小西美	き和子 しゅうしょ しゅうしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	\circ							

会議に付した事件

日程	区分	番号	件名	顛		末
1			会議録署名議員の指名	5番	高橋渡邊	副直樹
2			諸般の報告			
3			一般質問			
4	同意	5	固定資産評価員の選任について			
5	議案	80	津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	J		
6	11	81	津別町職員の分限についての手続及び第 果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について			
7	"	82	津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等 に関する条例の一部を改正する条例の制 定について			
8	"	83	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改 正する条例の制定について			
9	"	84	津別町寡婦住宅管理条例を廃止する条例 の制定について	J		
10	"	94	契約の締結について(津別町役場庁舎等 建設(機械設備)工事)			
11	"	85	オホーツク町村公平委員会規約の変更に ついて			
12	11	86	町道路線の廃止について			

日程	区分	番号	件	名	顛	末
13	議案	87	町道路線の認定について			
14	"	88	令和元年度津別町一般会計補 5号) について	î正予算(第		
15	"	89	令和元年度津別町国民健康保 会計補正予算(第4号)につ			
16	"	90	令和元年度津別町後期高齢者 別会計補正予算(第1号)に [、]			
17	"	91	令和元年度津別町介護保険事 補正予算(第4号)について	業特別会計		
18	IJ	92	令和元年度津別町下水道事業 正予算(第3号)について	特別会計補		
19	11	93	令和元年度津別町簡易水道事 補正予算(第4号)について	業特別会計		
20	意見書案	12	日米共同訓練の規模縮小とオ加の中止を求める意見書につい			
21	報告	17	令和元年度定例監査の報告に	ついて		
22	"	18	例月出納検査の報告について 度8月分、9月分、10月分)	(令和元年		

◎開会の宣告

○議長(鹿中順一君) おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長(鹿中順一君) これから本日の会議を開きます。 本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鹿中順一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 5番 高 橋 剛 君 6番 渡 邊 直 樹 君 の両名を指名します。

◎諸般の報告

- ○議長(鹿中順一君) 日程第2、諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。
- ○事務局長(齊藤昭一君) 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付いたしましたとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付している日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日の状況について第2回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(鹿中順一君) 日程第3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順にしたがって順次質問を許します。

2番、小林教行君。

○2番(小林教行君) 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の質問、介護予防についてであります。厚生労働省が発表しました介護給付費等実態調査によりますと、介護保険料給付や自己負担を含む介護費用が2018年度に初めて10兆円を超えることとなりました。

今後はさらに人口の多い世代、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になっていくため、さらなる費用の増加が見込まれます。この増え続ける費用に対し、どのように抑制していくかが大きな課題となっております。

そこで1点目、津別町の介護費用はどのように推移しているか伺います。

- ○議長(鹿中順一君) 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 津別町の介護費用の推移についてお答えしたいと思います。

平成12年4月1日に、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として介護保険制度がスタートしたところであります。この年の介護認定者数は津別町で178人で、年度末3月の高齢化率は28.75%でありました。介護給付費用につきましては2億8,660万円でありました。昨年度、平成30年度につきましては、介護給付費用が5億3,083万2,000円となりまして、19年間で85.2%の増となっています。また、認定者数は約2倍となる361人となっているところです。

この間、給付費は平成22年度が前年度比5.1%増となり、その後減少しましたが、 平成25年度から3%以上の伸びとなり、平成28年度には6.9%増となっております。 その後、再び減少傾向となりましたけれども、令和3年度から始まる第8期介護保険 事業計画では、6億円を超えるものと予想しているところであります。

以上であります。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきました津別町の実態ですけども、 毎年5%前後増えている、また金額にしますと約3,000万円前後増え続けております。 人数にいたしましても2倍というふうに年々増え続けている実態でありますけれども、 今お答えいただいた中に、第8期介護保険事業計画、これからのことですけども6億 円を超えるという予測でありました。27年から29年の第6期では、介護保険料は3,800 円、30年から令和2年度までは4,400円に現在は改定されております。第8期も同じ ように、このまま6億円というふうに増えていきますと、この介護費用というのも増 額するという認識でよろしいのか、まず確認したいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) サービスをどのように使っていくかということと認定者数が増えてくれば当然それにかかる費用は増加していくものだと思われますけれども、このままでいけば介護費用、それからこの6億円を超えるものと想定していますので、これに見合うような保険料の設定ということになってきますので、ここも上げざるを得ないかなという状況になると思います。
- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 まだまだ年度途中で細かい予測は難しいと思いますけども、恐らく金額も増えていくところかと思います。

この現状を踏まえまして2番目の質問。増え続ける費用を抑えるには介護が必要になる前の段階での取り組みが肝要であると考えます。そこで、介護予防のための取り組みはどのように行っているか伺います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) これまでの介護予防の取り組みについてお答えいたします。 介護予防の取り組みにつきましては、それまでの健康教育、健康相談、転倒防止教室 などに加えまして、平成 24 年度からはサロン事業、平成 27 年度から介護予防いきい きポイント事業、平成 29 年度から高齢者戸別訪問、それから平成 30 年度からはいき いき百歳体操と生活支援サポートセンター事業を開始いたしまして、介護予防に向け た内容の充実を図ってきているところであります。

地域の方たちの協力を得まして外出の機会をつくることによりまして会話が生まれ、 生活のはりや楽しみが生まれ、また体操や運動による健康づくりから自分の体力・筋力の向上を感じる健康づくりが行われていると考えているところです。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきましたさまざまな取り組み、この取り組みも去年初めて来年効果がすぐ現れるというものではありませんが、続けるということによって徐々に効果が表れるものであると考えます。

また、ここで大事になってきますのが続けるということであります。私の知り合い の高齢者のおじいちゃんのお話なのですけども、80 代を過ぎたおじいちゃんが脳梗塞 で倒れられまして、それまでは1人で元気に暮らしていたのですけども、脳梗塞で倒 れられて介護が必要になったと。美幌の方でしたけれども東藻琴の息子さんのおうち に行くようになりました。そこで脳梗塞からの失語症という、なかなか言葉が出にく くなるという病気にかかってしまいました。介護が必要で、確か要介護3とまで認定 された方だったのですけども、そこから周りの方、社協ですとか地域の方、そういっ た方々が引っ越してきた方に対して、一緒にいろんなサロン活動などは知らないかと いうことで声をかけていただきまして、いろんな取り組みが東藻琴でもされているの ですけども、その中の一つに、僕も知らなかったのですけども、そのおじいちゃんは カラオケが好きだったみたいなのです。そのカラオケに誘われて、一度行ったときに すごく楽しかったということで、それから毎週、毎日のように外出するようになりま して、要介護3だったのが、今は要介護なしにまで回復して、もう90歳になるのです けども元気に毎日遊びに外に出られるようになったといった事例も一つ紹介させてい ただきたいと思います。やはり本人がやりたい、楽しいと思えることを提供できれば、 当然、継続されていきますし、介護を必要な方の予防、治療に近いところでありまし たけれども、こういった稀有なケースだとは思いますけども、さまざまなニーズがあ ると思います。このさまざまなニーズに対し、どのように把握していく考えがあるか 伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) これは、また担当のほうからあればお話ししてもらいますけ

れども、さまざまなニーズ、それから専門職から見てこういうものも増やしていったらいいんじゃないだろうかということで、先ほど申し上げましたように毎年のようにいろいろ工夫を凝らしながら、そういった方たちの予防になるような効果的なものと判断されるもので、進行しないようにというのもありますし、そういうことを含めて先ほど申し上げた取り組みをずっと進めてきておりますので、その中で、さらにまた必要なものがあるというものが出てくれば対応を考えるような形になっていくかと思いますけれども、問題は、そのときにそれに対応する人的なパワーが存在しているかどうかということも大きな要素になってくるというふうに思いますけれども、それらも踏まえて進んでいくと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小野淳子さん) ニーズの把握について、若干補足させていただきます。

介護認定とかの相談に来た場合には、その方が望まれるサービスと、その方の様子 を見ながらできるところは伸ばすというようなアセスメントをさせていただきまして、 その方に必要なサービス計画を立てさせていただいております。

また、そういう中で楽しみなことが話の中でわかってくると、それを生かすような活動もさせていただいておりますし、あと認定を受けていない方では、すべての方の調査とかニーズ把握はできないところなのですけれども、今現在、高齢者訪問という事業をやっておりまして、80歳、85歳、90歳、この年齢に分けて毎年、そのお年になる方の家庭を訪問させていただいて、認定は受けているけれどもサービスの利用はないとか、認定は受けていないけれどもという方の訪問をさせていただいて、今の体の状況だとか生活の状況をお聞かせいただきながら、また必要なところにつなげていくというような活動はさせていただいております。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきまして、80代、90代の方へお話を聞きに行くですとか、やはりそういった出て来ていない人、興味がない人ですとか、なかなか出てくるのが恥ずかしいとか、どんなのをやっているのかわからないといったお年寄りもたくさんいるかと思います。そういった方の掘り起こしに必要なのは、

先ほど課長がおっしゃられておりましたように、何度も足を運んで高齢者の方と信頼 関係を築いていくということがとても大切になり、やはり1年、2年、もっと息の長 い取り組みになるかと思いますので、このあたりはすぐに効果が出ないですけれども 続けていっていただきたいと考えております。

また、この件につきまして社協にもお話を伺いに行きましたけれども、先ほど少し 町長からもお話がありました人的要因の兼ね合いというところもあります。昨日、山 内議員と佐藤議員の質問の中で、職員の定数管理ですとか人が足りていないのではな いかと、そのような一般質問があった中で、なかなか伺いにくいところではあります けども、保健師さんの人的要因というのは、これから増え続ける介護費用を抑制する ための、予防介護に向けて人的要因というのをどのようにとらえているか、町長に伺 いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 社会福祉協議会の関係でいきますと、人数は、この間かなり増やしてきています。それは途中でやめられて後にかわりに入っていただいた方も含めていますけれども、人員的には、かなり充足させてきているつもりでおります。その分、当然全額町が費用をみますので、人件費、その分も増えてきていますけれども、そこでまず社会福祉協議会もさまざまな活動をされておりますので、今後とも頑張っていただきたいなと思っています。

その中で今回資料を見たのですけども、今年の9月に地域福祉計画、地域福祉実践計画策定のために町民アンケートを行っています。その中で社会福祉協議会の活動について幾つか質問をしているわけなのですけども、社会福祉協議会という名前、活動内容を知っていますかという問いに対して、知っていると答えた人は48.2%で半分を切っているのです。ですけれども、これは意外に少ないなというふうに思うのですけれども、前回の調査から比較すると、前回は46.1%でしたから、48.2%で若干ですけども上がっているのです。だから少し認知度が高まってきたかなというふうに思っています。

名前は聞いたことはあるけれども、活動内容は知らないという人が 36.2%いるんです。ですから、こういったところも社会福祉協議会とまだまだ連携を強めて、活動の

内容は大変すばらしいことをやっておりますので、広めていく余地が十分あるなとい うことで感じたところです。

また職員のほうについても、これも保健福祉課というところでは、結構人も増やしてきています。保健師さんもそうですけれども、本来的には前からの経過でいけば、この保健師さんが退職されるので、ここに1人補充しましょうということなんですけれども、なかなか将来的にそういう人材が獲得できるかという思いもあって、1人のところ2人採用してきたり、そういうことで進めておりますけれども、何人も何人も増やしていくということはかなり難しい状況にあると思いますので、今の戦力の中で頑張ってもらって、何かやはりどうしても必要だと思われるようなことがわかれば、その時点でまた検討させていただきたいなと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今、伺いまして社協の認知度が非常に低いというのはちょっとびっくりしたところでございますけれども、非常にいい取り組みをされていますので、一番広がりが大きいのは口コミだと思われますので、仲のよい人たちで声をかけあうような、そのように広げていただければと思います。

また人員の件につきましても、ベテランが抜けたときの穴を埋めるというのは、新人をそのままポンと入れても急に同じように働けないわけでありまして、同じ1人でも返ってくる内容というのは違うことだと思われます。このあたりもなかなか新人が育たないと言いますか、すぐやめてしまうということも聞いておりますけれども、長い目で見て計画的に採用を行っていっていただきたいと思います。

もう1点、先月の総務文教常任委員会の町内視察で小学校の大規模改修に対する視察を行いましたときに、空き教室の利用について話し合われました。そこで空き教室で今ミズナラ倶楽部さんが活動を行っておりますけれども、今後、その空き教室を学校側が使用するということで、このミズナラ倶楽部が移転するというお話を伺いました。このミズナラ倶楽部、お年寄りの憩いの場でありますミズナラ倶楽部は今後どのようになっていくのかということについて伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) これは私が現段階で聞いている範囲での話ですけども、その

後また進展があれば担当課から話してもらいたいと思いますけれども、例えば幼稚園、 こども園だとかケアハウスだとか、そういったところは毎年1度、私のほうに事業報 告といいますか、それを書きものにして理事長なり、園長、事務長がそれぞれのポス トの方たちが説明をしに来ていただけます。その中でケアハウスのほうから、やはり このままでいくと収入がベット数というか部屋数は固定されておりまして、今日の新 聞の中にもありましたけれども、全部埋まっているわけではないのです。ですから空 いていますよということで、単身用それから夫婦世帯用というのが、この間ちょっと 続いておりまして、いっぱいの状態ではないです。そういうことでいくと、収入が決 まっていますし、全部満室になったとしても。そうすると職員の給料のアップだとか は、それ以上見込めないですから、それに対応するためには何らかの方法をまた考え なくちゃいけないというようなことで、ミズナラ倶楽部をケアハウスでできないかと いうことも検討していますということでお話がありました。中でやるのはちょっと困 難なようでありますので、例えば比較的大きめのスーパーハウスだとか、そういうも のを組み合わせてやるだとか、そういうことも検討していきますという話は受けてお りますけれども、その後どんなふうになっているかというのは私のほうでまだ承知し ておりませんので、その後の状況で何かあれば、担当のほうから説明をさせていただ きたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小野淳子さん) 小学校のそういう問題を聞いていることもありましたので、次のミズナラというものをどのようにしていくかというのを検討させていただきまして、今、町長が話したとおりケアハウスのほうで、それにかわるものができないかということで協議させていただいております。

今の介護保険法が変わってきた中で、地域支援事業で総合事業対象者の方の新しい 通所介護ということが国から求められております。今現在津別町は、現行どおりのサ ービスということで維持しているものが主なもので、総合事業対象者の方の専門の通 所介護というのがない状況です。それで一般介護予防事業で行っておりますミズナラ の事業が、そういう事業に移行できないかも含めまして生活支援体制整備事業の協議 会の中でも議論がされまして、そういう課題を地域の事業者の方に投げかけた中で、 ケアハウスさんがそのような考えを示していただいております。

ただ、そういう事業を行っていくには、今町長も話しましたが場所の問題だとか運営の方法というのがありまして、今いろんな難しいところも、困難だなと思うところもいろいろ出てきておりますので、ケアハウスさんも含めましてやっていらっしゃるほかの町の実態を見ながら、どうやったら津別町でやれるのか、ケアハウスさんもやれるのかというのを協議していくということで、まだミズナラ倶楽部の今後の方針はまだ決まっていないのですが、またケアハウスさんにもほかの町を見ていただいて協議をしていただき、また津別町内にあります生活支援体制協議会の中でも、もう一度津別町にどういうサービスが必要とされているのか、やれるのかというのも議論していこうというような話もしている途中でございます。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 わかりました。ミズナラ倶楽部は、お年寄りの大切な憩いの場だと感じておりますので、ぜひなくすことのないように、またケアハウスの利用等も含めまして議論していっていただければと思います。

次の質問に入りたいと思います。18年度から始まり、20年度からさらに強化されることとなりました保険者機能強化推進交付金の制度内容と、津別町の取り組みについて伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 保険者機能強化推進交付金の内容と取り組みについてお話を させていただきます。

この制度につきましては、平成29年に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取り組み、保険者というのは津別町ですけれども、その取り組みや、都道府県による保険者支援の取り組みが全国で実施されるよう制度化されたものでして、市町村や都道府県の介護予防に対する取り組みについて、指標を設定して達成状況を把握した上で交付金を交付するというものであります。この交付金の制度が昨年の平成30年度に創設されたところであります。来年度は今年度予算の2倍となる400億円が計上される見通しでありまして、成果を上げた自治体に手厚く配分するという内容

になっております。

津別町では、平成30年度から令和2年度の第7期介護保険事業計画の期間中に、この交付金の効果が発揮され、自立支援・重度化防止等に関する取り組みが、現在、地域支援事業で取り組んでいるすべての事業に関連するものといたしまして、具体的な検討を行うこととしているところであります。

介護予防は、小さい時から健康づくりも含めまして、一人一人が健康を意識して、 早め早めに取り組んでいけるような、そういったことを進めていきたいと考えており ます。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきました、この制度、来年度予算が全国をとおしてですけれども2倍の400億円になるとのことですが、その対象は成果をあげた自治体に手厚く配分されるとのことでしたけれども、津別町は30年度まだ確定しておりませんけれども、31年度に比べ補助金の金額がこの制度によって上がるのか、下がるのか、難しい判断かとは思いますが、どのように分析されているか伺いたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 具体的な金額については、平成30年度に始まりまして、そのとき津別町が受けた補助金というのは96万8,000円です。そう大きな金額ではないのですけども、今年度、内示を受けている額というのは72万2,000円という状況であります。予算的には令和2年度は200億円から400億円になるということでありますけれども、しかし、こういうやり方がいいのかということが新聞でもいろいろ出ていますし、町村長の集まりの中でも言われています。競わせるということが、本来こういうことになじむのかどうなのかということに疑問を感じると。達成できなかったところは、補助金はあげないよというような形にも見えてくるものですから、そういうことでいいのだろうかということは正直不審を感じる部分があります。そもそも今回10月から消費税がアップになりました。これは本来、社会保障に充てるべきお金だと認識しておりましたけれども、いざスタートしていくと、買い物のポイントだとか、そういったものにどんどん資金が使われていくというか、もちろん社会保障の部分に回

ってくるのですけれども、そういった本来の、なぜ消費税を上げるのかというところに立ち戻っていただきたいなというのが本音であります。その中で、こういう制度を設けなくても、きちんとそういう社会保障が市町村、あるいは都道府県の中にも行きわたって、そしてそれぞれが独自の地域実情に合わせた取り組みをしていくということが保障されてしかるべきではないのかなというふうに思っています。

○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。

○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきました介護予防の交付金についてですけども、やはりやっている自治体、やれない人というのも中には出てくると思います。そのやれない人に対して、その人たちが介護予防をしないから自分たちの保険料が高いんだということにならないように、この制度を上手に活用していっていただきたいと思います。

また、交付金の獲得自体が目的化することのないように取り組みの充実、効果の検証を行うよう、今年から始めて、先ほども言いましたけども来年よくなるというものでもありませんので、数字だけがひとり歩きすることのないように留意いただきたいと思います。

そして介護予防で一番大切なことは、町民が幸せになるということであります。仏教には生老病死という言葉があります。人間だれしも生まれてきたからには、いずれ死を迎えます。その間に老いたり病にあったり逃れることのできない苦しみがあります。これはお釈迦様の時代からかわらないものであります。だれしも老いたくて老いるわけでもないし、病にかかりたくてかかるわけでもありません。人のお世話にかかることもあるでしょう。食べ物や医療の発達により平均寿命が飛躍的に延びました。今後は、さまざまな事業をとおして健康寿命を延ばすことが可能であり肝要であります。先に町長に小さい時から健康づくりが大切だということを先にお答えいただきましたけれども、学校教育、社会教育ともに連携し、健康に対する意識づけを強化し、継続して周知して、町民の健康寿命が延びる、その分幸福度が上がる、その結果、保険料が維持または下がるというように取り組んでいただければと述べさせていただきまして、この件について終わりたいと思います。

最後にお言葉があれば伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) おっしゃるとおりだと思います。法話を伺ったというような 感じでありますけれども、本当にそのような形で津別町としても頑張ってまいりたい と思います。
- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 二つ目の質問に移らせていただきます。小学校の 授業時間についてであります。

2020 年度から導入される新学習指導要領では、英語とプログラミングの授業が追加されます。

現在でも授業時間の確保にさまざま対策を講じているが苦慮していると聞いております。

そこで1点目、今年はインフルエンザが早い段階から蔓延し、小学校1年生から5年生まで学級閉鎖となり20単位以上の授業が行えない事態となりました。今回のようにインフルエンザの蔓延などで学級閉鎖になった場合の授業時間の確保はどのように行っていくのか伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは一つ目のご質問でありますインフルエンザの蔓延等で学級閉鎖になった場合の授業時数の確保はどのように行っているのかについてお答えいたします。

各学年の教科、道徳、総合的な学習の時間及び学級活動の時間は、授業日が年間 35 週以上にわたって行われることを前提に、すべての小学校、中学校に共通する年間標準時数として、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されております。新学習指導要領に基づき次年度からは高学年において 35 単位時間増え、年間 1,015 単位時間となります。

市町村立学校は、年度当初に各市町村の定める学校管理規則に基づき、校長の責任において自校の教育課程を編成いたしますが、その際に、暴風雪や台風等の自然災害やインフルエンザ等の流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態が発生することを想定し、年間二百数日の授業日の中で標準指導時数を下回ることのないように余剰時数

を加えた教育課程を編成いたします。

したがいまして、今回のようなインフルエンザによる学級閉鎖措置を行っても、その分の欠課時数を学級閉鎖あけに上乗せして実施するなどの対応を講じることなく、 通常の日課で再開しております。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今お答えいただきました暴風雪や台風などの不測の事態ですけども、このように先に対策をとっているということでありました。ですけれども今回のことでますます余裕をもっているとのことでしたけれども、余裕はなくなったのかなと感じるところであります。

今年から運動会や学芸会を午前中のみの開催にし、授業時間を捻出してきたと伺っております。運動会と学芸会のPTAの反応につきましては、やはり、たくさんやってくらたらそれは楽しい、うれしいけれども授業にかえられるものでもないということで、もろ手を振って了解ではないですけども時代の流れということで了承されたのかなというような印象を受けました。

また来年度からは、さらに高学年で35単位増えるとのお答えでした。さらなる余剰時間が必要になってくると思われますが、その対策はどのように行っていくのか伺いたいと思います。例えば、ほかの都道府県ですと夏休みの短縮を行うといった対策をとっているところもございます。どのように対応をとっていくのか伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 授業時数の確保の方法でありますけれども、各学校長といろいろ話をいたします。その中で、これまで今議員のお話の中にありましたように、学校行事を見直して時間を生み出す方法、それから学校行事以外、家庭訪問ですとか、これまで学校で行ってきているさまざまな活動について見直しをかけることで授業時間を確保する方法を選択して進めてきているところであります。今後も行事の精選といいますけれども、そういった形で進めていきたいというように校長のほうから話を受けておりますので、その方向でまた次年度も計画を立てていくことになろうかと思います。

なお、長期休業日を減らすであるとか、1単位時間、小学校であると 45 分、中学校であれば 50 分、これを 40 分の授業にして 7 時間授業で計画をする学校ですとか、いろいろな工夫が全国各地で報告されております。そういったものも情報を収集しながらいろいろ考えているところであります。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 さまざまな対策をとられているということでございました。一つ、やはり先ほど申しました夏休みを減らすといった自治体の中に、話し合いが十分でなくて、結局、保護者、教員側と話し合いが十分ではなくて、その施策が上手くいかなかったという事例も伺っております。やはり学校側、保護者とも十分に話し合いの場を求めるよう教育委員会として指導していただきたいと考えております。

次の質問に移らせていただきます。何とかしてひねり出した授業時間、この限られた時間の中で効率よく授業を進めるため、本町としての具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは二つ目のご質問であります、効率よく授業を進めるための津別町の考え方と取り組みについてお答えいたします。

当該学年の学習内容を確実に習熟・定着させるためには反復練習の時間の確保が大事ではありますが、単純に6時間授業を7時間授業に上積みするなどして授業時数を増やすのではなく、標準指導時数を踏まえた適度の余裕を持った計画のもと、だれもがわかる・できる授業への改善こそが目指すところであるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、町内小中学校が校内研修で進めております自己肯定感や自己有用感が高まる主体的・対話的な学びのある授業改善をとおして、思考力や判断力、表現力等が効果的に身につくように、今後ともICT環境をはじめとした学校の教育環境整備を進めてまいる所存でございます。

なお、標準授業時数の確保の考え方につきましては、災害や流行性疾患などによる 学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、当該年度当初の計画段 階から標準時数を大幅に上回って教育課程を編成することではなく、これまでどおり 児童生徒の学習状況ですとか、当該校及び近隣の学校の学級閉鎖等の状況と標準授業 時数を踏まえた教育課程を編成するべきものと考えております。

○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。

○2番(小林教行君) 〔登壇〕 今伺いました効率よくということで、一つICT の活用についても上がっておりましたけども、これも以前、一般質問で申し上げておりますように、最近のニュースではSNSでの誘拐や、またいじめの温床になりやすい点というところも便利な反面、非常に諸刃の剣であるというところの教育も再度確認していただきたいと思います。

また、反復練習の時間の確保が大事であるというところは同じ認識であります。先 ほどのインフルエンザの急な学級閉鎖のことについてですけども、急に子どもたちが 家に帰ってくることであります。先生たちも子どもたちに「元気な子は、家で勉強を しておくんだよ」という声掛けはされておりました。私の娘もその言葉を聞いて帰っ てきたのですけども「わかってる、わかってる」と言いながらお恥ずかしながらまだ 自分で学習をするというのが身についておりませんので、私も平日の4日間、ほとん ど仕事で家にいなかったもので、突然帰ってこられても見てあげるということができ なくて、本当にただの休みになってしまったのかなと。もちろんインフルエンザで苦 しんでいる子どもたちからしたら、休みというのは致し方ないところではありますけ ども、元気な子どもたちに対して、やはり学校側から何か例えば学級閉鎖が決まった ときに、初日に先生にプリントを用意してもらって、今でしたらパソコンを持ってい る方のほうが多いと思われます。そこに問題をメールで送るとか、そのような取り組 み、何か無駄にならないような取り組み、もちろんインフルエンザで苦しんでいる子 たちには無理は言いませんけれども、こういうのもあるので元気な人はチャレンジし てみてくださいと、そのような取り組みも考えていただければ幸いであると思います。 あわせて、やはりすべての問題といいますか、日本語はとても大事なことになって いると思います。そこで、教育委員会として読む日をつくりまして、4と6のつく日 は本を読みましょうと。本を読むことを推奨され、その中で図書室まつり、毎年12月 に実施されておりますけども、図書室まつりを行い、そこで読書をした感想画をかい たり感想文を書いたり、非常によい取り組みをされておりました。その実績について

ですけども、細かい数字は省きますけれども、今年度は非常に少なかった。その要因と対策について伺いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 3点ほどご質問があったかなと思います。

まずICT環境の整備の部分ですけども、ICTだけではなく議員の今のお話の中にありました。みずから学ぶことのできる子どもたちを育てるためにはICT環境だけではなくて、図書ですとか、そういった状況活用能力が十分に備わるように、そういった部分の環境も整えていきたいなと思いますし、情報の部分では情報モラル、それから危険性の部分、これは大事な指導内容だと理解しておりますし、学校でも進めておりますことをご報告いたします。

それでは2点目、今回の学級閉鎖のときに学習課題の部分のご質問だと思いますが、 あまりにも今回は週明けに急激にインフルエンザが増えて、月曜日から学級閉鎖をし たというふうに把握しております。通常であれば何らかの課題を持たせてということ は考えるわけなのですけれども、あまりにも突然で対応ができなかった状況ではない かというふうに推測するところであります。

今後、校長会等でインフルエンザ、学級閉鎖等、元気な子どもたちには、それなりの学習課題を与えるなど配慮をするようにお話をしたいと思っております。

この学級閉鎖につきましては、本当にインフルエンザの場合、熱のある子たちにとっては必要なことなのですが、議員のおっしゃるように元気な子たちにとっては大変つらい部分があります。その後、インフルエンザの学級閉鎖明けに学校に出てきてまたインフルエンザをもらってしまうですとか、そういったこともあって、校長としましては、このインフルエンザの学級閉鎖は非常に頭を悩ませるところであります。しかしながら学校医等の意見を伺いながら適切に今後とも判断をしていくものと思っております。

それから3点目、読む日の取り組みの部分、今年の図書まつりの読書感想文、それからポップの募集、それから読書感想画の募集ですけれども、非常に昨年から比べたら少ないというご指摘でありました。これまで学校の教育課程の中で、要するに授業の中で感想文に取り組んでもらったり、感想画に取り組んでもらったりした経緯がご

ざいます。それは各学校の担任の先生が授業時数をうまく工夫をし取り組んでいただいたのですけども、昨今、教科書の内容も随分、議員もお子さんをお持ちでご理解かと思うのですが、厚くなってきたり内容が増えております。そういった中で、なかなかまとまって取り組むことは難しいという学校現場からの声もありました。確かに今、昔ですと国語の時間に読書感想文を書きましょうというような題材も、私の子どものころはあったというふうに記憶するのですけれども、今の教科書の中では国語の指導の中では読書感想文を書きましょうというストレートな題材はありません。読書を紹介しようだとか、そういった読書カードをつくってみようだとか、そういった学習内容にかわってきております。そういった意味で、学校にすべて依存するのではなく、純粋な形で子どもたちに公募をする方法を今年からとりました。その結果、読書感想文に応募してくる子、すなわち家庭で自学で取り組んできた子どもたちが小学生が2名、中学生が2名というふうに記憶しておりますが、その子たちが取り組んでくれました。中身につきましては、読書の好きな子たちですので非常に内容のすばらしいものを提出してくれました。そういったものを何らかの形で還元することで、やっぱり読書のすばらしさというものが伝わればなと考えているところであります。

ポップ、感想画につきましては1年生の担任のほうで図工の時間に読書をして絵を かこうということを取り上げてくれましたので、1年生は感想画をかなりの数を出し てくれております。またその1年生の中でもそのことをきっかけに、家に帰ってから 自分で本を読んでオリジナルの絵をかいてきてくれた子たちが数名おります。その子 たちにつきましても努力をたたえて表彰させていただいておりますので、ご報告させ ていただきます。

○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。

○2番(小林教行君) 〔登壇〕 大体了解いたしました。最後の図書まつりのことについてだけ再度質問したいと思います。この読書というのは、とても必要なことでありますけれども、さらに今、取り組んでおられますアクティブラーニングにも読書感想文、ポップ、絵をかくというのはつながっていくのかと思います。自分が読んだ内容を自分の中で整理して、それを相手に伝えるというのは、ものすごくエネルギーがいりますし、必ず次につながっていくことだと思います。これは漢字の書き取りで

すとか算数のドリルと同じように、作文も数をこなさないと、きっと上達していかないのかなと私は感じております。

また先生方の添削等も非常に大変だというお話も聞いておりますけども、添削も誤字脱字のところまでにしていただいて、なんならご両親にそこら辺も見ていただいてというふうにして、また絵をかくとか読書感想分というのは12月に合わせるのではなく夏休み中の課題にするとか、いろいろな対策はとれるかと思います。何よりも今回、小学生2名、中学生2名が読書感想文を書いてきていただいた中で、12月にあった表彰式の中で教育長が冒頭の部分を紹介し、その内容を読みながらどうですこの本、読みたくなってきませんかというように、そのように教育長が評価をされておりました。これは子どもたち非常にうれしかったと思います。好きな子たちは、ますます好きになっていくかなと感じる素晴らしい取り組みであったかと思います。

ですので強制というのはなかなか難しいとは思いますけども、少しでも取り組む数を増やすためのこちらからの取り組みを行っていただきたいと思いますが、何かあればお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 子どもと同じで取り組みを褒めていただくと大変うれしい 思いをしております。ありがとうございます。

今学校でみずから学ぶ子どもたちの育成ということで進めております。議員ご指摘のように読書に親しんで、読んだ本を紹介しあうという活動も一つ学習活動の中にあるものというふうに認識しております。

いろいろな活動を奨励して、読書に親しんでもらいたいという意味では、今年、巡回ではありますけれども司書を学校に巡回させて図書環境の整備、それから読書のアドバイス等に携わってもらっております。やはり適切なアドバイスがあると、子どもたちも本を手に取りやすく、また親しむという部分がありますので、学校司書を有効に活用しながら、また学校の教育活動の中で、いろいろな題材がありますけれども読書という部分について力を入れて取り扱ってもらいたいという思いを校長会等でまたさらに伝えていきたいというふうに思います。

また今、図書の紹介という部分ではビブリオバトル、そういった活動も随所で実践

がなされております。私もその部分、非常に興味がありますので、少し研究をして施 策の中に取り込めたらなというふうに今の段階考えているところであります。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、小林教行君。
- ○2番(小林教行君) 〔登壇〕 最後になりますけども、限られた時間で効率よく 授業を行えるようにしていくことは、私たち大人の責務であります。大人から見ます と、毎年新一年生が入学してきて6年生が卒業していきますけれども、子どもたちからしますと1年、1年が一生に一度のことであります。1年という限りある時間を有効に最大限意義のあるものとするため、あらゆる教育関係者が私たち議員、教育行政、 学校関係者、PTAまたコミュニティスクール、あらゆる関係者がスクラムを組みワンチームとなって子どもたち一人一人の限りない未来を開いていくべきであると考えておりますので、最後に何かあれば伺って終わりたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 地域の大人が子どもたちを育てるという力強いご発言だったというふうに受け止めております。学校現場の教職員も、今の議員のお言葉に大変喜ぶのではないかなと思います。

現場の教職員、本当に一生懸命、児童生徒の教育にあたってくれております。ただ、情報発信の部分でやはり児童生徒の指導支援に重点が行ってしまいますので、なかなか情報発信のほうまで手が回っていない部分があろうかと思います。私も学校の現場のいろいろな取り組みですとか、頑張っていることをお伝えするように努めてまいりたいと思っております。

今後とも学校それから地域、家庭と行政とが協力しあって子どもたちを育んでまい りたいと考えております。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 56 分 再開 午前 11 時 10 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、 先に通告した件についてお尋ねします。

特別支援学級に在籍する児童生徒に対する教育現場での環境等について、今までも 質問したところでありますが、現在、小学校において4人に1人が何らかの発達に対 する障がいや、あるいは特性があるとの報告を聞き、義務教育終了後のことが気がか りになりました。

そこで次のことについてお尋ねします。特別支援学級卒業後の進路とあわせて小学 校から中学校への連携が十分されているのかどうか、まず1点目にお聞きしたいと思 います。

- ○議長(鹿中順一君) 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは一つ目のご質問であります、特別支援学級卒業後 の進路について小学校から中学校の連携についてお答えいたします。

中学校卒業後の進路につきましては、卒業後の自立に向け幅広い知識・技能の学習に重点を置く特別支援学校高等部普通科、卒業後の職業自立に向けた専門教科の学習に重点を置く高等養護学校や特別支援学校高等部職業学科、専修学校の高等課程、それから高等学校といった進学先の選択肢がございます。

小中学校間の引き継ぎにつきましては、小学校の授業や活動を公開し、中学校の教 員が参観して情報を共有する場の設定や中学校生活の模擬体験の場面を設定するなど して、個々の学習や生活への配慮、支援の方法・出欠の状況・交友関係の状況など小 学校在籍中から一人一人への支援の仕方等の情報共有に努めているところでございま す。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 今、お話がありましたように義務教育ですから、こども 園から小学校、ここのところは結構、発達に関するいろんな手当もされてきて、そこ から小学校、小学校から中学校にはそれぞれ成長の過程もあって非常に難しいかなと も思いますけども、現状の連携はされているのだろうと、小学校のときにこういう状

況で卒業して中学校へという形での連携はされているのかなというふうに思います。 その中で小学校は義務教育ですけども、中学校になるとどうしても支援学級ではなく て、もっと状況が一環では大変になって、中学校からほかの所に行くような人も過去 にいたのかどうかということが一つと、それから中学校を卒業した段階では行き先は 大体就職するか、あるいは高等学校、津別町を離れるような状況になるかと思います けども、その辺のところはどのように押えているのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 一つ目の小学校から中学校にあがるときに特別支援学校等への進学者の確認かと思うのですけども、申し訳ありません、私の任期中は、そのようなことはないと思っております。小学校から中学校の支援学級に進学している子どもたちというふうに理解しております。

過去においては申し訳ありませんが即答できません。

それから高校への引き継ぎの部分ですけれども、中学校、高校それから特別支援学校高等部への引き継ぎにつきましては、これは中学校卒業後、高校それから支援学校に入学が決定後にならざるを得ませんけれども、それぞれ高校の教員が出身中学校を訪問して学習の状況ですとか行動の様子、出欠の状況や友人関係といった内容で引き継ぎを実施しているものとうけたまわっております。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 津別小学校の支援学級というか、そういうところの子どもたちは、ここ数年、教育長が就任されてからはほぼ全員が地元の中学校に進学をしているということになっているというご報告を受けました。

そこで線引きがすごく難しいのですけども二つ目の質問で、高等養護学校の状況について進学の状況はどの程度なのか、それから、そこを卒業した段階での就労のことについては、すべて我が町で育った子どもたちも学校が変わってしまうと、それ以降のサポートみたいなことが可能であるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは二つ目のご質問であります高等養護学校への進学

の状況についてお答えいたします。

本町における特別支援学級在籍生徒の道立高等養護学校や私立高等支援学校、それから道立特別支援学校高等部への進学率は、おおよそ7割と承知しております。これらの学校を卒業した後の進路につきましては、正確な把握はできておりませんが、特別支援学校高等部等は就労に重点をおいた教育課程編成ですので、町内外の企業、それから就労継続支援事業所にて就労されているものとの認識であります。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 道立の高等養護学校等になると職種に応じて高校を選ぶというようなことも聞いていたところですけども、高等養護学校になりますと、ここでは地元から通うということは到底不可能な状況になるかと思いますが、現状では送れる範囲ならば親が送っていく、そうでなければ寮に在籍して週末帰って来るというような状況になっているかと思いますが、そこのところで、そこまで行政がというのはどうかと思いますけども、非常にそれらの交通の面に苦労されている。それは金銭的な問題じゃなくて、なかなか送迎をすること自体が難しいということもあり、どこまで対応できるかわからないのですけども、町のバスは時間的なことがあって、なかなか北見市内の高校に通っている子どもたちが利用するバスでは接続がうまくいかなくて、送って行かなくてはいけないような状況であり、冬場は特に大変ということもあって、これはすぐどうこうではないのですけども、そういう子どもたちが増えてくる可能性が今の率だと多いのかなと思っていて、今後そのようなところへの手当て何かも考えられるのかどうかをお聞きしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 通告いただきました三つ目の質問に移っているということ で考えてよろしいですか。

それでは三つ目の特別支援学校高等部の設置状況及び通学方法についてのご質問に お答えいたします。

オホーツク管内には、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校として、北見市に北見支援学校高等部普通科、紋別市に紋別養護学校高等部普通科と紋別高等養護学校職業学科が、肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学

校として網走養護学校高等部普通科がございます。隣接する釧路管内には知的障がい 者である生徒に対する教育を行う釧路養護学校高等部普通科、釧路鶴野支援学校高等 部普通科と職業学科が、根室管内には中標津支援学校高等部職業学科がございます。

北見支援学校以外は遠距離にありますが、一方で、就労のための自立を目標に寄宿舎での生活そのものが社会参加のための生活力を習得する重要な学びの場となっているものと認識しております。特別支援学校高等部等は義務教育終了後の普通教育や専門教育を目的とする高等学校に準ずる位置づけの学校ですので、寄宿舎から週末帰宅のための送迎及び登下校のための送迎は保護者に対応していただいているのが現状であります。

さらに議員のご質問の中にありました交通手段等でありますけれども、これは保護者にとっては大変な課題であるというふうな認識ではあります。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 今、高等養護学校の所在地、学校名それから大まかな学校内容等を今お話しになったかと思います。それぞれ中学卒業の段階で進む道というのは限られているということではないのですけども、それぞれの特性というか、それに応じて進学する道はあるということになる。それと自立するための、そこでは自立するための教育がされている。あるいは就労に、たくさんはわからないのですけどもクリーニング屋さんに務めるんだったら、そういうような技術を習得し卒業し、そして、そういうクリーニング屋さんだったら地元のクリーニング屋さんに務めるというような話も聞いて、進む道というふうなものも聞いてきているところでありますが、今現在、津別で在籍する子どもたちの数が非常に多いということになってきたときに、調べると新しい事例はないようなのですが、普通高校にも特別支援学級をおくことができるというような項目がありました。そういうようなことは、今後、子どもたちの先、それと地域の子どもたちが、できれば地域でいるということも含めて、こういう特別支援学級の普通ですと義務教育の小中学校とありましたけども、ずっと調べていくと高校にもおくことができるというような文がありましたので、そこの可能性とか考え方についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(宮管 玲君) 高等学校への進学でありますが、まず中学校卒業後の進路ですけども、先ほど触れました知的障がいがある方につきましては、特別支援学校の選択肢、また支援の程度によっては通常の高校の選択肢もあるというふうに認識しております。また、知的障がいのない、いわゆる発達障がいの生徒の中でも知的障がいがない、また軽度であるという子どもたちがたくさんおりますので、そういった場合、普通高校への進学もこれまであるというふうに認識しているところであります。

ただ高校の特別支援学級という部分につきましては、私は、高等学校では通級における指導が行われ始めているという段階だというふうに認識しております。それがすべての高校ではなくモデルパターンで、道内で数校、教員の配置をして1週間の中の数時間、自立活動の時間をその教員とともに行うというような通級による指導を実施する高校ができつつあるということは承知しております。それが津別高校ではありませんので、その部分は津別高校には、その通級による指導は実施しておりませんし、次年度以降もまだその計画はないという認識でおります。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 発達障がいの支援学級に通う子どもたちというのは、障がい別の知的だとか肢体不自由だとか、そういうふうに明らかにというか障がいがわかるというようなところでは、もう先が決められているということなのですが、そうでないところと、それから今、そういうようなのがあって、そういうクラスをつくっている高校もあるというようなお話だとしたら、私は、この先どういう障がいの区分が、発達障がいというのは広すぎて、どこがどうでということは非常に難しいのですけども、やっぱり多くなってきているときには地元の高校という選択肢があると、今すごく多い学年で例えば5年生とかが多いと聞いているのですけれども、その子どもたちが中学を卒業するまでにはまだ5年あります。そういう子どもたちがほかに行くという選択肢は、もちろん既存のところに行けるという道が閉ざされているわけではないのですけども、今、一方では、例えば津別高校でも学び直しができるのと支援学級とは全然違うものであるということは理解をしていますけども、そういうのも一つ新たな学校の津別高校を存続していくために、1クラスになるのかどうかはわかりませんけれども、学び直し、学び直しというふうにするのも一つですけども、

そういう学校が設けられ、今、非常に多い子どもたちを地元で教育するという方向になっていければ私はそのほうが親のいろんな負担とかそういうことも含めて、地域でということであれば、なおさら目の届く中で、ずっと子どもの成長を地域の人たちも一緒に見守っていく、そして9年プラス3年で12年間そういうような高校で学びを続けていくと、自立した何か就労の道みたいなものも開けるのかなと思いますので、これはどんな形でできるかわかりませんけれども、今の津別小学校の在籍の状況を考えると、そういう方向も1選択肢にあるのではないかと思いますので、今後に向けて、そういう道も探っていただければと思いますので、何かあればお願いします。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君)) 小学校、中学校の特別支援学級に在籍をし、例えばコミュニケーションに難があるとか苦手であるとかいろいろ特性がありますけれども、その特性をうまく克服して、また周囲の支援でうまく学校に適用したり社会に適用したりすることを狙って特別支援学級で9年間支援をしてまいりますので、その成果、成長を遂げることになると思います。成長した結果、例えば地元の高校の普通科を受験するということは、当然そこを目指すべきであろうと私は思います。

また、何らかの発達の課題をもっていたにしても、それは程度の差もありますが学校側がある程度の配慮ができるのであれば、それで生徒が高校生活を送ることができるのであれば、高校側でも努力していただいておりますし、そういった高校との関係というものは大事にしていかなければならないなと思います。

また、学力面での苦手意識等のある子については、今も学び直し等、公設塾で対応 している部分もありますので、そういった教育環境もあわせて整えていきたいなと思 っております。

まず、お答えいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 今、答弁にあったように、先を決めてしまって、そこにしか行けないというような、あるいは支援のクラスをつくってしまうことがいいのかどうかもなかなか判断が難しいところかなと思いますけども、短い期間で 区切ると、それともいつどこでどういう可能性が芽生えるかわからないということが

ありますので、なかなか一概に高校にそういう学級を始めからつくることがいいのかどうかということも考える余地がたくさんあるかなと思いますので、それは今の小学校、あるいは中学校の状況を見ながら、子どもたちにとって一番いい道がこれから開けるのであればそれに越したことはないし、あなたはこうだから、ここしかないみたいに大人が勝手に先を心配して、狭まった選択肢にすることはないのかなということも思ってはいるわけですけども、非常に多くなってきて、子どもたちの将来のことを心配している親御さんとか先生方もいらっしゃるので、十分時間をかけて検討し、可能であれば、やっぱり高校にも現状をお話しをしていただいて、その中で地域の中で育てられるようなことを考えていっていただければと思いますので、今お話しされたことで、コミュニケーション能力だけであれば、よりたくさんの人の中に入って行って6年プラス3年、その中で十分、遜色のないような発達ができるかもしれないので、その辺のところも見定めながら検討していっていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の四つ目のところなのですけども、同じようなということではないのですけども、そこで子どもたちが養護学校から津別に戻ってきて仕事についている子どもたちもいます。それでさらに高等養護学校で津別を離れた子どもたちの先のことなのですが、今は地域でというような、なるべく行きっぱなしではなくて自宅からとか、そんなようなことが福祉の面でも言われるような状況になっていますので、子どもたちの追跡ということではないのですけども、高等養護学校等を卒業した子どもたちが自宅から通えるような範囲の中での就労先、それは教育委員会だけでやれることではないと思いますけども、やはり地元から自分で通えるような就労先、そして通常であれば働くということの対価でお給料をもらい、そして義務である租税をしていくという社会的に順繰り回るようなシステムが、この地域の中で完結できれば素晴らしいかなと思いますので、教育委員会でできること、学校に子どもたちを入れて自立に向かった教育機関に生徒を送る、そして、その子どもたちがみずから通って行けるような就労先がここにあり、そういう方が働いているところですと給料と言わないで工賃というふうな表現で、なかなか生活そのものを自立していくということは難しいのかなと思いますけれども、そういうところを就労の場ということになりますと、また違った範

囲になるかとは思いますけども、一連のシステムがつくれるよう始まりのところの教育の分野で、今できそうなことというかがありましたらお答えいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 四つ目の質問にお答えさせていただきます。特別支援学校 高等部や高等養護学校等の学びの場を卒業した後に、住みなれた地元に就労の場があ り、ふるさと津別にて自立して社会参加できることを目指すことは、多くの方々の願 いであろうかと承知しております。

本町の特別支援教育の推進につきましては、人的物的な環境整備や学校間・教職員間の連携と研修の充実、保健福祉課との横の連携を重視して推進してまいりました。

今後におきましても、幼児から小学校、中学校、支援学校高等部や高等学校、そしてその先へと、学校や福祉行政の職員、福祉関係者、民生委員等地域の方々の支援や関わりを途絶えさせないことが重要と考えるところです。現在、生涯学習課として進めている幼小中高特別支援連携協議会の研修活動や情報交換のさらなる充実や将来の自立を目指す義務教育修了後の進路や就労に向けての早期からの情報提供、保健福祉課が乳幼児だけでなく小中学校にも対象を広げている発達支援事業への積極的な参画に努めてまいる所存であります。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 発達障がいと、それとそうではないところのいろんな区分があって、難しい問題もあるかと思いますけども、やはり一番お母さん方、家族が心配しているのは、やっぱりいろんな障がい者のところに行くと、親亡き後のことをすごく心配されています。ですから、早い段階から自立ができるようなこととか、それから親も住みなれたところで、親がもしいなくても子どもが何とか生活していける場、そういう関連立てたものができると非常に安心されるのではないかと。結構いろんな制度がたくさんあるのですが、やはり最後は、この地域で住んでいることが可能なのかどうかということが非常に心配されています。

それで今、そういうところで社協なんかも育成会も利用し、成人の人も農業体験と かをしているみたいですし、つい先日も農業分野での人手不足をそこでまかなうとい うことではないのですけども、特性に応じてということだと思いますけども、そういうふうにして、一方では人手不足ということもありながらのようですけども、やはり地域の産業に関わっていくということができると、生きがいにもつながったりもするので、仕事をもつということは非常に大事なことだと思いますので、精神的なことを学び、そして、この中で働いて、そして町にも貢献できているんだというようなことが、そういうところで学んできた子どもたちが感じられると、それだけでも十分かもしれませんので、そんなところも含めて卒業したら、ここではないということではなく、もしかすると迷惑なことなのかもしれませんけれども、きちっと行く末があまり親の心配のないような環境づくりができれば、そこに在籍している子どもたちの親等も安心されるのではないかと思いますので、ちょっと話が広がりましたが、考えることがあればお答えいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 話が広がった部分もありますけども、私の考えといたしましては、やはり保護者が自分の子どもの将来の自立、就労を小さい時から目指して、その子にあった適切な教育環境を整えていくことが大事だと思っていますし、地元の小学校、中学校でできることを精いっぱい行っていかなければならないというふうに思っています。

また、お話の中で、最初から方向を定めずにという部分もありましたけれども、自立就労を目指すということを一つ基本にすると、いろいろな進学先等が考えられます。 保護者にとって、子どもにとって、どの学校に行ってどんな勉強をするのが最適なのか、早いうちから情報提供をして卒業後の進路について考えてもらえる機会を大事にしなければいけないなというふうに考えているところであります。

進路指導ですとか、キャリア教育とか言いますけども、まさに特別支援学級の子どもたち、それから保護者にとって、小学生段階から就労を目指していろいろなことを考えていくことが大事だなと考えているところであります。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 いろいろ難しい問題ではありますが、いろいろ教育委員会もさっきのお話ですと、福祉行政職員、あるいは福祉関係者だとか民生

委員等の方ともいろんな話合いをもちながら、進めてこられていると思いますので、 1点だけ見ると、そこで終わってしまうので、幅広くいろんな方とお話をする中で、 一番子どもにとっていいものが見つかるのではないかと思いますので、そのようなこ とを続けながら、子どもたちがここで生き生きと生涯にわたって住んでいけるような、 そういう仕組みができればいいなと思いますので、これからもその点でよろしくお願 いしたいと思います。

ちょっと広がってしまって、ここだけで結論が出ることではないので、念頭において子どもたちの指導にあたっていただければと思います。

二項目めの質問に移りたいと思います。

ひきこもり支援・対策についてということなのですが、以前に、ひきこもりの中でも特に社会問題になっていた8050問題が大きくクローズアップされたときにも、この件について質問をしたところです。そのときに津別町の実態はどうかというようなとこで、5%で何人ぐらいという数がそのときに報告され、そして取り組んでいる、それから取り組もうとしている事業等についてもお話しされたところでありますが、現在、その中の一部分なのですけども、「津別町のしごと」の中にもありました、国の地方創生推進交付金を活用して、障がい者、生活困窮者、括弧書きで書いてあったのですけど、ひきこもり者などの働く場の創出、生活の場、働く場などの事業について取り組んでいるということが書かれていました。数年というか、この事業がされて2、3年経過しているかと思いますので、現在、行われているひきこもりに限ってですけども事業内容と実績について、まずお尋ねしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) ひきこもり支援・対策についてということでありますけども、 その前にちょっと1番目の教育長への質問の中で、行政というか教育行政以外に福祉 行政にも関連する部分がありますので、どこで発言しようかなと思っていたのですけ れども、その部分もちょっとだけお話しさせていただきたいと思います。

教育行政のほうでもいろいろ対応しているところでありますけども、昨日、山内議員さんがお話しましたとおり、団体ともいろいろまちづくり懇談会を開いておりまして、その中で労働組合の連合の方たちとも話し合いをしました。その中で特別支援の

話も出てきているわけですけれども、町としてやれることを意見交換しながらいろい ろ考えたのですけども、これからちょっと調べてみないと、どういう対応がいいかと いうのがありますけれども、一つは、そういうところを卒業されて、今北見だとかそ ういうところに働きに行っている方たちがいます。そういう方たちの労賃といいます か、給料がそんなに高くないものですから、ほとんど交通費で飛んでしまうという状 況です。それを何とかできないかというお話もありまして、それを何かカバーするよ うな形を検討していかなくちゃいけないかなと承知したのと、合わせて紋別とか網走 だとか北見だとか、いろいろ養護学校がありますけども、遠い所だとそこに住んで下 宿をして学校に通っていると思いますけれども、そこから帰って来るときだとかいろ いろあります。あるいは、北見には今行っていないと聞いていますけども、北見だと 近いので行き来の問題だとかもありますけども、津別高校にそういう学校をもてるか どうかは、道立ですので道の考えにもよりますので、それはなかなか簡単なものでは ないと思いますけれども、津別にそういう学校はないというのは現実ですので、津別 高校に入らないで町外の学校に行くというのとは意味合いが違って、それは町外にし かない学校なので、そこに通わざるを得ないという状況ですから、そこに通学してい る部分についての何らかの支援というのが、これもやっぱり検討していかなくてはな らないかなと話をしたところであります。

それから、この間の新聞等を見て、びーとの皆さんのほうで就労の機会をこの町にいろいろつくっていかなくちゃというお話も講演会の中でされていたようですけれども、そういうこともできれば非常にいいことでありますし、それから、この間それに関連して、今、農福連携ということがよく言われておりますけれども、石川ファームさんが農林水産祭天皇杯をもらいました。部門別の天皇杯でして、受賞された方の名簿をずっと見ていきますと、議員も大分前になりますけれども行ったことがあると思います。人づくり事業を活用して静岡県浜松市の京丸園さんが、今回、天皇杯を受けておられました。そこは障がい者をたくさん雇って、非常に立派な経営をされているということで、芽ねぎを中心につくっていますけれども、パラボの地下にも売っていますけども、そういうところに上京した際に寄っていろいろ聞いてみたり、ここの町で何かそういうことをやるのであれば支援していただけるかどうかだとか、できる可

能性があるかどうかを天皇杯のことでふと感じたものですから、そういうこともやってみたいなということで、いろいろチャレンジはしていこうと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ひきこもり支援・対策ですけども、今現在、地方創生事業の一つとしまして、株式会社び一とと事業委託契約を結びまして、主に三つの業務を行っているところです。

一つ目は、ひきこもりなどの居場所づくり支援であり、毎月定期的に心理カウンセラーの山田賢明氏が来町いたしまして、社会福祉協議会の職員とともに、町内のひきこもり者宅にカウンセリング訪問を行い、また障がい者やひきこもり者の外出するきっかけとなればとの思いから講演ライブを実施し、今年度4月から11月までの参加者は約200名となっているところです。

二つ目は、働ける人と働ける場所のマッチング事業としまして、びーとが運営する さんさん館カフェにおいて、求人情報とリユース情報の収集と広報活動を行いまして、 人と人を結びつける取り組みを行っているところです。

三つ目の委託ですけれども、三つ目については、障がい者の就労継続支援事業の施設外就労を行うための事業所の開設でありまして、現在、開設準備段階であり、体制づくりを進めているところであります。地方創生交付金事業としましては、今年度が最終年となりますけれども、びーとの今後の意向につきましては、規模の縮小も検討しつつ引き続き事業に取り組んでいくという考えであるということを聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 まず今、三つの事業があるということでお話がありました。前のときにもお話ししたのですけども、居場所が十分な幸町のところにあるのが機能していなかったのではないかということで、今後、それがどうなるのかということと、それから専門の心理カウンセラーの方もこの2月か3月で終わりということを耳にしました。だんだん増えてきているのかどうかはわかりませんけども、そういうカウンセラーの方が地元にはなかなかいないこともあって、それに近い研修をされている方はいらっしゃるのかもしれませんけども、何年かやることによって、

その事業がようやく根付いてきた。毎月毎月カウンセリングを受ける方がいらっしゃったかどうかはわかりませんけれども、そういうようなことで、つい1、2カ月前にカウンセリングを受けるようになった方が、以前からやっていたことはわからなかったのだけども、ライブがきっかけで、そしてカウンセリングを受けて間もなく仕事につけそうだというような津別町の個人のお話を聞いて、そういうふうな地方創生で期限を区切って終わりにしてしまうのは非常にもったいないなと。まだ相当数のひきこもりの方がいらっしゃって、なかなか家から出られない。何がきっかけで出るかということもわからないような状況であれば、これは、この事業をそのままということではないですけども、同じようなもので、行ってみたいと思わせるような事業の継続ができないかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長 (佐藤多一君) 詳しい流れについては、また担当のほうからお話ししてもら おうと思いますけれども、私も先ほど議員がおっしゃいました、ライブがきっかけで カウンセリングを受けて、気持ちが落ち着いてきて、そして就職できるような方向に なってきているというのは聞いております。これはやっぱり数は少ないのですけれど も、ひきこもりの人をそういう状態にもっていくというのは、ものすごいエネルギー と労力がいるというふうに思いますけれども、現実にそういう形が見えてきたという のは、非常に素晴らしいことだなと思います。できれば、地方創生事業というのは、 最初の目的が言われているのは、3年はやるけれども、その後は自走、自分で走って くださいよということが言われている事業ですので、3年後は、その間に準備をしっ かりして自分で走れるようにということが基本なのですけれども、とは言いつつも、 例えば乳幼児の医療費だとか、そういったことも含めて終わったのですけれども引き 続いて今はさらに規模も拡大してやっているだとかいろいろありますので、必要なこ とは町も支援をしていく。地方創生とは限らず、必要になってくるだろうと思います けれども、どんな形がいいのかというのは、これからの協議の話になってくるかなと 思います。
- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 十分に3年間の事業の振り返りをして、その

中で続けていく、ようは先ほど町長さんがおっしゃられたように、今度は自前のお金ですればいいということになるのかなと思いますけども、それと民間でもできるのかなといろいろ考えてもいたのですけども、なかなか例えば人づくり事業の中で、そういったことを企画することも可能なのか、そういうふうにしてよかったわと、行けるようになった人がいて、まだまだ予備軍がいるから、何とか続けられるような方法も考えているのですけども、なかなか結論には達していません。ですから、ここのところは、いずれも委託先とのことなので、もう少し今まで私がちょっと不満だったのは、ひきこもりは福祉関係の事業であるのに、当日お忙しいのかとは思いますけども、いつも会場には地方創生の方も、100%出席したわけじゃないのですが、たまたま行くとそういう状況もあったので、今やれる仕事の優先順位もあろうかと思いますけども、ぜひ委託先、あるいは社協等とも相談の上、そういうきっかけづくりで、私は福祉が1人でもそういうふうな芽が生まれたのであれば続けるべきかなと考えていますので、福祉を何人集まったから成功、何人だから失敗とかそういうものではなく、やっぱり一人一人に寄り添っていくというようなことではないかと考えておりますので、今後に向けて考えていただければと思います。

3点目にあった、今現在、準備段階であるということですので、ここについてどん な準備がされているのかということは、ここでは聞かないで、どんな形になるのかを 見守っていきたいと思います。

それと居場所は現在使われているのか、そこを利用したい方に、今どんな手当てを されているのか教えていただければと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 千葉保健福祉課長補佐。
- ○保健福祉課長補佐(千葉 誠君) 現在、居場所の利用につきましては、平成31年度、本年度につきましては、利用については当事者の方が16回、支援員の方合わせて12名、関係者の方24名ということで、居場所の利用については52名となっております。その他のサークル等の利用もある状況であります。今後につきましては、社会福祉協議会の職員と役場で情報共有をしながら、そういう事例がありましたら関わっていくということで進めさせていただきたいと考えております。
- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 前回、質問したときに、居場所をもう少し場所を含めてPRというかそんなようなことを積極的にしたいというお話もあったのですけども、秋口からは、現実にはなかなか使えないような、資材が置かれていたり、門が閉まっていたりとかという状況にあるので、その後のことを社協と相談して、どこかでということがあれば、そういうことも何かに触れてこういう場所がありますということが、いつどんな気持ち、どんなタイミングで出ようとするかわからないので、行ってみようかなと思った時に、そこに入れないような状況ではいかがなものかと思います。

それと、今後に向けては、新庁舎とかになればきちっとしたものができるかと思いますけども、やはりそんなに簡単に相談しやすいとか、ちょっとお話ししに行くというようなことではないので、それとあわせて、ひきこもりは、いろんな事件があったときにいつも言われるのは、相談がしづらい。それで大きな事故につながっているみたいなことがよく言われています。ひきこもる本人も大変だと思いますけども、その家族の方がなかなか相談しようと思ってもできないというようなこともお酌みいただいて、相談しやすい窓口体制、そういうようなことも今後に向けてはきちっと整備をしていただきたいなと思います。

何かありましたらお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 相談しやすい、しづらいというのは、しづらい原因がしっかりわかれば対応することができると思います。

それは担当のほうでよく承知しているかというふうに思いますので、それは改善していけばいいかなと思います。

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩とします。

 昼食休憩
 午後
 0 時
 4 分

 再
 開
 午後
 1 時 00 分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

次に、8番、巴光政君。

○8番(巴 光政君) 〔登壇〕 議長のお許しを得ましたので、先の通告の内容に 従いまして質問させていただきたいと思います。

合葬墓建設の考えについてであります。

一つ目、少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、かつては代々引き継ぐことが当たり前だったお墓の形も変わりつつあります。お墓を継承する人がいない、維持管理が難しいなどで個別のお墓はいらない、子どもたちにも迷惑をかけたくないという人が増えています。

過去にも一般質問があったことを承知していますが、現段階での考えについて、次 のことをお伺いしたいと思います。

- 一つ目といたしまして、合葬墓についてですが、複数の人の遺骨を同じ土中に埋葬する形のお墓のことで、合同納骨塚ともいわれています。使用者にとっては、埋葬地を共有しますし、礼拝の対象となる石塔も一つを共有することから、使用者の金銭的負担が軽減できます。お参りも自由にできます。継承者がいない場合は、お墓を建てても無縁墓になってしまいますが、合葬墓は、その点で合理的と考えられます。これについての考えをお伺いします。
- ○議長(鹿中順一君) 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。町長。
- ○町長(佐藤多一君) 合葬墓についての考えを答弁させていただきます。

過去にも3名の議員の方から合葬墓についてのご質問があったところでありますけれども、合葬墓は「お墓がない」「お墓を建てることが難しい」「お墓の管理ができない」など、さまざまな事情のもと、お墓の継承、無縁化の不安解消、それから時代の流れなどに対応するものでありまして、近隣の市町におきましても整備が進められているところです。

町内でもお墓の動向を見ますと、「津別を離れるため」あるいは「管理していくことができない」「管理する人がいない」などの理由によりまして、過去3年間で48件ほど撤去、墓じまいが行われているところです。一方、新規の申し込みについては、3年間で2件となっております。現在のところ合葬墓に関する要望や問い合わせは、直

接窓口に寄せられてはいませんけれども、お墓に対する考え方の変化や時代の流れ、 費用や管理の面からも合葬墓の利用が各地で増えていることは承知しておりまして、 規模や料金、氏名の記載の有無など、今後さまざま検討を行い、できれば私の任期中 に建設をしたいと考え、実は今月の政策調整会議に合葬墓の提案をすることとしてい たところでありますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 8番、巴光政君。
- ○8番(巴 光政君) 〔登壇〕 今後さまざまな検討をいただけるということで、 ありがとうございます。

過去にも3名の議員の方からの質問があったとおっしゃられましたが、平成25年12 月議会でのお墓の資料の説明では、2年間で6件の新規申し込みに対し、取り壊し、 返還が22件との状況でした。

今回、過去3年間で新規申し込みが2件。撤去、墓じまいが48件ほどとおっしゃられました。この減少の中に管理はできないが合葬墓があるのなら、そちらに移したいと考えてくれるとしたら、ふるさと津別に遺骨を残してもらえるかもしれません。また、無宗教の人が焼骨後の処理に困って合葬墓がある他の市町村に埋葬することにもなります。さらに私の調査で、オホーツク管内近隣で美幌町、大空町、小清水町、清里町、網走市、北見市で合同納骨塚が実施されています。実績数で見ますと、美幌町では平成29年10月から行っており、29年に14体、30年に48体、31年に37体、合計99体。そのほかにも生前予約申し込みとして、29年に7件、30年4件、31年7件となっております。大空町では、31年2月から申し込み開始、4月からの実績となっておりますけども、11体の実績がございます。小清水町は、平成28年8月からということで、28年には9体、29年には30体、30年には28体、31年に35体と合計102体、その他、無縁の関係で15体も入れているということであります。

このように使用実績がかなり進んでいることがわかります。このことからも津別町 も来年度にでも早急に進める考えはいかがでしょうか。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 来年度までという急いだ考えはありません。

実は、過去3人の方、平成25年に谷川議員さんから最初にご質問がありまして、27

年には篠原議員さん、そして30年の6月議会では高橋議員さんからそれぞれ質問を受 けているところでありますけれども、一番直近の高橋議員さんに平成30年6月議会で 答弁をさせていただいたときも、例えば今お話がありました美幌町ですけれども、こ こは寄附で町が受け取った形になっています。ただ、その寄贈の話が出てきてから、 地元の宗教団体と意見交換あるいはアンケートを重ねて、そして運営方法をしっかり 確認されてからスタートしたということです。私どものほうもこれまで仏教関係者、 あくまでもこれは振興会だとか、そういう仏教関係の団体の方とお話ししたわけでは ないのですけれども、いわゆるお坊さんといわれる方と担当のほうとがお話しをした 経過がありますけれども、これについては、その住職は賛成もしないし反対もしない と。ただ時代の流れということは了解していますということなのですけども、何とな くさみしいなという感じを受けますと。本当にこれでいいのかなと、ほかの住職も同 じ意見ではないだろうかというようなこともお話しされていたと聞いておりますけど も、つくる方向では考えをまとめたところでありますけども、具体的にどういうふう にやっていくか、それぞれのところ、今おっしゃいましたどこどこの町の合葬墓では 何体入っているとかというのがありますけれども、規模をどれぐらいにしていくのか だとか、それから私も見に行ったことがありますけれども、訓子府町さんでは名前が 札みたいな格好で、ここに入っている人の名前を書くようになっていたのですけども、 そういう形で1体につき2万円いただいているというお話もありますし、そういうも のは一切やらないで納骨だけする場所というふうなところもありますし、それぞれの ところで、それぞれの状態であります。

そういったこともきちんと整理をしてから建立していきたいと考えていまして、30年6月議会に高橋議員さんからありましたので、実は、その翌月の7月には美幌の石材会社に1,000体を一応想定すると、名前を書かないで納骨する入口があって、そして碑があってと、あと土台がしっかりして、それでいくと当時でいけば520万円ぐらいになるということで見積もりをいただいたりしたところです。訓子府町の場合は名前が入っていますけれども、以前見に行ったときは1,000体で1,200万円ぐらいというふうなお話も伺ってきたところですけれども、さまざまこれから建立に向けては整理しなければならない問題がありますので、それを3月議会までに間に合わせるとい

うことは、来年やるということは、ちょっと無理でありますので来年は難しいと考えております。

- ○議長(鹿中順一君) 8番、巴光政君。
- ○8番(巴 光政君) 〔登壇〕 今の考えはわかりました。

私もそれなりに調べたのですけども、例えば小清水町では、設置して名前の関係も入れることができるようなシステムにしているようでございます。その場合の設置料は1万5,000円とか、あと法名費の部分でいえば3,000円とかかかるみたいであります。

あと深川市の関係で言いますと、一応、使用料は1万 2,000 円なんですけども、そのほかに袋に入れたいという方は1万 3,000 円で利用できますよということも調べてみました。

いろいろ調べるのに時間はかかるかもしれませんが、それを早急な形でお願いしたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。二つ目といたしまして、町内の方がおっしゃっておられましたが、地元に合葬墓があれば津別に埋葬したい。娘さんが北見にいるが、独身なので娘には世話をかけたくない。娘は、お墓参りの気持ちがあれば津別の合葬墓にお参りに来てくれることになるのではないかということで、ぜひ合葬墓をお願いしたいということであります。

納骨数の減少を抑えることができたら、津別の交流人口もお盆のお墓参り等の賑わいにつながると考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 今お話ありました点、地元への経済効果も含めてのお話だと思いますけれども、特にお盆の時期などを中心にして、お墓参りのため地元で供物の購入が行われるということもあると思います。祖先が眠るお墓やお寺のほかに、合葬墓があることによりまして帰省したり来町したりするきっかけになるものであると思うところです。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、巴光政君。
- ○8番(巴 光政君) 〔登壇〕 そういう交流の人口でもありますけども、あとま

ちづくりの観点でも、ゆりかごから墓場までというのがありますとおり、亡くなって からお墓の心配のいらない安心な町として宣伝の効果があると考えます。

何もなければ早急な対応をお願いして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 早急な対応ということでありますけれども、つくる前提で政策調整会議で今月話し合うことにしていますので、それらについて、これからお寺ともいろいろ話を進めていかなくてはなりませんので、勝手に何でもするということにはなりませんので、そこら辺の配慮も含めて建立に向けて進めていきたいと思っておりますので、いつやるということではなくて、申し上げましたとおり、できれば任期中には建設をしていきたいというふうに思っております。
- ○議長(鹿中順一君) 次に、3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に 通告いたしました次の案件についてお伺いをしたいと思います。

達美球場の全面改修の関係であります。

達美球場の外壁、俗にいうフェンスあるいは応援される方のスタンドといったところの傷みが非常に激しいということから、やはり改善が必要ではないかと。そのことから次の項目について質問をさせていただきたいと思います。

最初に、3年間の少年野球大会、あるいは練習を含む利用状況、また社会人の利用 状況、こういったところを含めて最初にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願 いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは一つ目の質問であります3年間の少年野球大会、 練習を含めた利用状況、また社会人の利用はどうかについてお答えいたします。

まず、大会の開催につきましては、少年野球においても公式戦は共和球場が会場となっておりますので、達美球場の大会利用はございません。主に野球少年団が週に2回の定期的な練習会場として利用しております。

次に、達美球場の3年間の利用状況についてですが、平成29年度利用日数は58日、利用人数は583人です。内訳は小学生352人、中学生13人、高校生2人、一般216人です。平成30年度利用日数は45日、利用人数は568人です。内訳は小学生347人、中学生20人、一般201人です。本年度の利用日数は48日、利用人数は768人です。内訳は小学生560人、高校生1人、一般207人となっております。

ただいま申し上げました一般の利用の大半は、野球少年団指導者の人数であり、社会人の利用は町内事業所の利用が多い年で年に3回ほどとなっております。

なお、平成29年度までは、共和球場で開催される大会のサブグラウンドとして使用 されることもありましたが、それ以降の使用の実績はございません。 以上です。

- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 今ここ何年間かの利用状況について伺ったところであります。その中でとりわけ公式戦の大会については、共和球場が主体となっているという話でありますが、例えば少年野球の場合、練習試合というのは結構数多く取り組まれておりますが、例えば練習試合なども共和球場なのか、達美球場なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長補佐。
- ○生涯学習課長補佐(石川波江さん) 練習試合等についても合わせて達美球場のほうを年に5回ほど使っているというふうに団体から聞いています。あと今年の部分については、チームを組めるぐらいの人数がいるのかと思いますけども、以前は合同チームということで東藻琴とか美幌のほうに練習に行くという機会もありますから、津別町以外の近くの球場で練習試合をすることもあると思いますけど、基本、共和球場では公式の試合、練習試合程度は達美球場でするというふうに聞いております。
- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 今、練習試合については、大半が達美球場ということで回答いただきました。次の質問にも関連することから、現状では主に達美球場については野球少年団の練習場、あるいは練習試合に多く利用されているという状況であるということをまず確認しておきたいと思います。

とりわけ大人の部分についても5年間それなりの利用はされているようですが、これは野球少年団の指導者が関わっているということでありますから、当然、子どもたちと一緒の行動ということで理解をするところでありますけども、そういった状況から、達美球場について大半は野球少年団が利用されているという理解でよろしいでしょうか。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) おっしゃるとおり、達美球場の利用は大半が少年野球の利用というふうに認識しております。
- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 野球少年団の達美球場については、とりわけ野球 少年団の利用が大半であるということをまず確認させていただきましたので、次に入 らせていただきたいと思います。

次に、改修の関係であります。2番目の関係であります。球場全体を見たときに、球場の内外野のフェンスの状態が悪く、板を支えているくい、くいで板を挟んでいるのですが、その板の傷みがひどくて、沈んだり、ところによっては腐敗したり、そういう状況が見られます。そういったところから、フェンスを改修する必要があるのかなということであります。要するに、くいがはみ出ているものですから、そのことによってけがにもつながる恐れもあるという状況から、球場全体を安全面からも改修すべきだと思いますが、その考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) それでは二つ目のご質問についてお答えいたします。

達美球場は、昭和44年9月に開設以来50年が経過しており、近年は軽微な補修を しながら維持管理に努め、利用していただいているのが現状であります。

今シーズンにおきましては、ご指摘のように外壁を支えるくい等の部分的な損傷を確認しておりましたが、主に利用している野球少年団指導者にも確認したところ、球場の規格は大人用であり、少年野球の練習には支障がないとのことでしたので、現状で利用していただいているところであります。

来シーズンにつきましても、野球少年団の練習会場として利用されること、さらに

は年数回であっても社会人の練習で利用されることを想定しております。この冬季間にさらに損傷の箇所が拡大していることも想定されますので、オープン前にはより慎重に安全点検を実施し、引き続き必要最小限の修繕を検討・実施しながら、これまでどおり子どもから大人まで安心して利用のできる達美球場の維持管理に努めてまいる所存です。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 今、必要に応じて修繕をしており、引き続き点検、修繕を実施するということでありますから、安心して安全に利用できる維持管理に努めていただきたいと思うところでありますが、フェンスの修繕は無論ですが、確かに今言われたように、少年野球の場合、あの球場は大人用の球場ですから、大人の場合レフトが90メートル、センターが110メートル。子どもの場合は70メートルから85メートルです。ですから練習や練習試合をやってもフェンスまで飛んでいくということはないと思いますけども、そういうことは私も少年団の指導員の方にもいろいろ聞きながら、今言われたことについても私なりに認識をしているところでありますが、要するに安全上問題があるということで、私は質問させていただいていますから、あわせて応援席のベンチ、これを見ますと木で支えてその上に板を打っているのですが、それが非常に変形しているものですから、そして恐らくあのベンチも先ほど言ったように、44年に建設して50年たっていますから、途中で1回か2回は交換していると思うのですけども、かなりベンチについても傷みがひどいというところを私は感じています。

それからまた、球場内に一部駐車場のスペースもありますが、駐車場についても十分なスペースがとられていないのではないかということから、十分な駐車場のスペースを確保する意味においても、球場全体を大幅に縮小するような形で取り組んではどうかということでありますけども、その辺についてお聞きをしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) ご指摘のようにフェンス等の傷みにつきましては、安全面 に十分配慮して修繕等を進めながら利用していただきたいと思っているところであり

ます。

また応援席のベンチの部分につきましても、この冬が明けましたらベンチ等の傷み につきましても再度確認をさせていただいて、必要に応じて修繕等を考えていきたい と考えております。

また駐車場のスペースにつきましては、現状のところ予定はしておりませんでした。 利用状況等を考慮しながら、必要があれば何らかの検討を加えてまいりたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) 〔登壇〕 私もなぜこの質問をするかと言えば、野球少年団に入っている父兄の方からいろいろ話がされまして、それで私も何回か球場を見に行きました。球場を見に行ったら、やっぱり先ほど言ったような状況になっているということで質問させていただいているのですが、例えば駐車場の確保のことでいけば、練習の際は問題ないと思うのです。子どもたちは自転車で来ますから。恐らく車で来るというのは指導者だけだと思うのです。だから台数については非常に限られると思うのですが、大会は共和球場でやるということですから、例えば練習試合となれば多くの父母の方含め応援に駆けつけて子どもたちを応援している姿はどこに行っても同じだと思うのです。その際、車両台数にもよりますけども、駐車場の配慮がされていなくて駐車するのに苦労するという話も実は聞かされております。

本来の駐車場以外の所に駐車せざるを得ないという状況もあるみたいであります。また、やむを得ず球場のすぐ横の町道に時には駐車しなければいけないということもあるみたいで、とりわけ、あそこの町道は丸玉木材の大型車両の出入り箇所でもあります。非常にそのことからしても町道に駐車することについては、交通安全上、問題が生じる恐れもあるのではないかといったところから、駐車場の十分な確保をする面からも駐車場の整備というものが重要ではないかと思うのですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(宮管 玲君) 駐車場が少なくて不便を強いている状況につきましては理解しているつもりでございます。また保護者等の声からもそのような不満があるとい

うことを教えていただきましたが、今後、達美の球場を主に利用する野球少年団が今後どれぐらい利用していくのかですとか、練習試合でどれぐらい利用されて車が駐車できない状況がどのくらいあるのか等、しっかり把握した中で課題として受け止めたいと考えております。

- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 駐車場もこれからいろいろそういった部分で利用 状況がどうなのかについても見ながら対応していくという話でありますけども、私も 質問2の中で、少年野球専用の球場にしてはどうかということも付け加えさせていた だいています。

前段の答弁の中では、この関係についてはちょっと触れられてはいないのですが、 例えば達美球場の利用状況からして野球少年団が主力となっているという状況も前段 確認をさせていただきました。そのことから達美球場を少年野球の専用ということで はないのですけども、少年野球場の大きさに改修することは考えられないかというこ とであります。

現在の球場は、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、大人用ですから本 塁からフェンスまでの距離は90メートルと120メートルになっております。そしてファールラインからスタンドまで19メートルあります。これを少年野球場に切りかえた場合、本塁からフェンスまで70メートルから85メートル。またファールラインからスタンドまで12メートルの距離に改修できるという状況です。私も球場の写真をいろいろ持っていますけども、これを少年野球用に改善することによって球場全体に大幅な余裕ができることになります。

そうすれば十分な駐車場も確保できるのではないかと思うのですが、そういうこと はいかがでしょうか。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(宮管 玲君) 確かに議員のおっしゃるように、球場全体を小さくすれば 駐車場のスペースが確保できるということは当然かと思います。ただ、少年野球のチーム編成、団員構成、今年は先ほど利用実績を申し上げました 768 人というのは、チームの人数が恐らく 10 人程度に増えたのではないかなと思いますが、前年度、そのま

た前年度につきましては、本当に少ない人数で単独でチームができないような人数で ありました。

これから子どもたちの人数も減っていく中で、各少年団、団員の確保というものも 課題というふうに理解しております。今後、野球少年団がものすごく人数が増えて、 しかも次から次へ団員が増えて活発に活動できるというところであれば修繕、改修等 のことも考えなければならないかなと思いますが、現在のところ増えたり減ったりと いう状況の中で、大きな改修については慎重に考えなければならないと認識しており ます。

- ○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。
- ○3番(村田政義君) 〔登壇〕 言われていることはわからないわけではないのですけども、今の社会、少子高齢化の中で、非常に管内の少年野球の状況を見てもチームの確保をするのには大変な状況であります。

今は特に日本が活躍したということで、ラグビーに走る子どもが非常に増えている。 それからサッカーに走る子どもが増えている。その中でもやっぱり野球をやりたいと いう子どもたちがいるんです。ですから、それぞれのところで野球少年団というのを 結成して、例えば単独でできなかったら隣の町村とペアを組んだりしながらでも、子 どもたちは野球をさせているんです。そこのところ、このあとは野球人口がどうのこ うのというよりも、そこを私は大事にしていかなければならないと思うんです。子ど もたちがやりたいというところを大事にしていかなければならないと思うんです。そ ういったことも含めて話をさせていただきましたけれども、とりわけ現在、本町には 交流人口にも大きな貢献をされておりますラグビー場とかサッカー場があります。こ このところは毎年傷んだ箇所を整備しながら非常に安全に練習や試合ができる環境、 そういったものを行っているわけです。そういったことからすれば、確かに達美球場 は昭和44年に建設以来50年が経過しています。この間、共和の野球場が新しく建設 されまして、そのとき恐らく達美球場をどうするのかという議論もあったと思うんで す。しかし達美球場は、共和球場のサブ球場として残そうということがあったのでは ないかと。それで残されたと思うのです。過去には野球少年団も自分たちの学校のグ ラウンドとかでやっていたかと思うのですが、球場を使って練習する状況にかわって

きたと。今の少年団も大半が達美球場でやっているわけです。練習試合もそうであります。管内の状況を見ると、少年野球専用の球場というのはほとんどないです。北見の河川敷に3カ所ぐらい少年野球専用の球場があって、そこで頻繁に試合が行われているのを私も何回か見たことがあるのですが、大半は学校のグラウンドとか、そういったところでやっているという状況です。仮に球場を改修すれば、町外からの野球少年団が練習あるいは津別との練習試合でなくても、他町村との練習試合にこのグラウンドを利用したりしながら、利用が高まるのではないかというふうに私自身も考えているところであります。

時には、これは野球だけではなくて、今ソフトボールもほとんどやられておりませんけれども、ときにはソフトボールにも利用されるような球場として、この際、思い切ってリニューアルをすることをぜひ考えていただきたいと思うのですが、その辺についてもう一度お伺いしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 大変苦労していますので、私のほうからも話させていただき たいと思います。

もう一つ思い起こしていただきたいのですけども、これは廃止の議論もしておりました。というのは、バイオマスエネルギーセンターをここにつくろうかということで、そして丸玉さんのエネルギーを活用して、あの周辺に農協とも協議をしていたわけですけども、ハウスを3棟ほどつくって、そしてこども園もできてくるので、そこに熱も供給していこうだとか。そして後ろのほうに行くとペレット工場もあるということで、あのラインでいくと非常に立地がいいということで、しかも平地でありますので、それは図面で委員会や議会、全員協議会でも何度か議論をさせていただいたところであります。その方向で進んでいましたけれども、最後、丸玉さんから、やはりそれを自前のところのエネルギーを使うことによって、一部であっても公共的なものに使うことによって、何かトラブルが発生したときに責任が会社のほうにくるような感じになってもらうと非常に困ったことになってくるということもありまして、結果的に環境省の予算もいいところまでいっていたのですけれども白紙に戻ったという現状に今あるわけです。

そのときに順調に進んでいれば、達美球場は既になくなっていたわけなのですけれ ども、かわりの代替えということで、むしろまちなかの小学校のグラウンドを子ども の数が少なくなってきているので、そこで子どもたちが練習したほうが、町を散歩す る方たちとか、お年寄りも含めて、例えば子どもが野球の練習をしている姿をまちな かにありますからボーっと座ってしばらく時間を過ごすとか、そういう場所にもなっ ていくんじゃないかということで、むしろ小学校のグラウンドを少し環境をよくして、 それぐらいは予算をして、そして観客が見られるところも若干つくって、そういうこ とでいったらどうだろうかという考えをもっていたわけですけども、議員のほうから 当時、それは野球の関係者、少年野球の関係者とちゃんと打ち合わせをしているかと か、いろんなお話も出ていました。実際に指導をしている方とお話をしたら、問題な いと思いますというようなお話もきて、そのままの状態になっているということであ りますので、達美球場が再びバイオマスのその後の話も進めていますので、必ずしも あそこが球場としてずっと残っていくかというと、違う用途も出てくる可能性もあり ますので、そこにがっちりしたものをつくってしまうと、もう動きが取れなくなって しまいますので、むしろ小学校のグラウンドを整備することによって町民の人が、子 どもたちが楽しんでいる様子、一生懸命な様子を見るような場所にかえていったほう がいいんじゃないかという考えもありますので、その辺も頭に入れながら、この先、 考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) 〔登壇〕 確かに今言われたように、あそこはバイオマスエネルギーのところでもあります。しかし現実的には白紙状態になって、今なおあそこに球場が存続されているということから、正直言って、あそこのグラウンドは非常にいいグラウンドです。私もちょっと中に入ってみたのですけども、フェンスは先ほどから言っているようにがたがたです。でもグラウンドの中に入ると非常に整備されているんです。本当に大事に使われているというのが伝わってきます。あそこは確か私も過去に野球をやっておりましたから、あのグラウンドはよく使わせていただいたけども、水はけがいい所です。結構水はけがよくて本当に使いやすいグラウンド、私は素晴らしいグラウンドだなとずっと感じていたわけですけども。今、町長から、いず

れはあのグラウンドについてはいつまで存続するかわからない。あそこにいろんな部分が考えられるような話はしていたのですけども、私はあの球場はリニューアルして残すことが一番重要なことかなと思っていますけども、今この後、野球少年団の指導者を含めて関係機関といろんな話をする中で、どういったところが一番いいのかを含めて、今町長が言われた、例えば小学校のグラウンドをやっぱり野球のしやすい環境に切りかえる。これも私は大変いいことだと思っていますから、ぜひそういったところを含めて、この後、検討していただきたいと考えております。

いずれにしても、子どもたちが一つの施設を利用するわけですから、利用する際に本当に安全に安心して、いい環境の中で活動ができる。このことを私は強く望んでいる1人であります。

この後でいろんなことも含めて検討していくということでありますから、私は、そこに大きな期待をいたしまして、できる限りいつまでも時間をかけるのではなく、やはり早い時期にこれが達成していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分 再開 午後 2時00分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎同意第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第4、同意第5号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(中橋正典君) ただいま上程となりました、同意第5号 固定

資産評価員の選任について説明申し上げます。

固定資産評価員の選任については、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することになっており、本町におきましては、これまで担当課長を選任させていただいております。本来であれば人事異動の都度選任するところでありますが、現在、伊藤副町長のままとなっておりますので 12 月 31 日付で解任し、1月1日付で後任として住民企画課森井課長を選任いたしたく議会の同意を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎議案第80号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、議案第80号 津別町印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第80号について説明を申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。改正の理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び関係法令の改正等に伴うものです。

改正の内容といたしましては、成年被後見人等であることを理由に印鑑登録ができないことの理由を、「意思能力を有しない者」と改正することによりまして、後見人などのサポートができる方がいる成年被後見人については印鑑登録を可能とするという改正と、9月の定例議会に提出いたしました住民基本台帳施行令の一部改正に伴う関係条例の改正に関わる部分の改正となります。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。第2条第2項第2号です。改正内容で 説明いたしましたが、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正いたします。 第6条に第2項として非漢字圏の外国人住民の登録印鑑に関する事項を追加しており ます。

資料の2ページ目になります。中段です。第2条第1項第3号です。第6条の第2項を追加いたしましたので、重複するため下線部分を削除いたします。その下の第7号につきましては、住民基本台帳法の改正などと文言の統一のため「記録」を「記録が」に改正しております。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を改正条文としたも のであります。

附則といたしまして、公布の日から施行としております。

以上、議案第80号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、議案第81号 津別町職員の分限についての手続及 び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第81号についてご説明申し上げます。

説明資料3ページをご覧ください。

改正理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、関係法律が改正されたことにより関係する条例を改正するものであります。

改正内容ですが、地方公務員法が改正され、職員の欠格事由を規定している第 16 条から、第 1 号の「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、該当箇所を引用している箇所を削るとともに、条ずれを改正いたします。

それから児童福祉法が改正され、第34条の20第1項第1号が同様に削られたことに伴い、条ずれを改正いたします。また、合わせて文言の整理も行っております。

新旧対照表で説明いたしますが、津別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例については、法第16条第1号削除に伴う条ずれの改正であります。

次の津別町職員の給与に関する条例についても、法第 16 条第 1 号の引用箇所等の削除及び文言の整理であります。

5ページになりますが、津別町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例については、句点の追加及び条ずれの改正となっております。

議案にお戻り願います。ただいまのご説明の内容を条文化したものであります。 附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。 以上、議案第81号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、議案第82号 津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第82号についてご説明申し上げます。

説明資料8ページをご覧ください。

津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正理由及び内容ですが、 職員の休暇の管理は現在、暦年単位で行っておりますが、採用、退職及び人事異動の 周期である年度管理としたほうが人事管理上及び事務処理上適当であるという判断か ら改正するものであります。 新旧対照表をご覧ください。それぞれ暦年を年度に改正する内容となっております。 議案にお戻り願います。ただいまご説明の内容を条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日については令和2年1月1日。次の経過措置ですが、 令和2年1月から3月分の5日分を加算する内容となっております。

以上、議案第82号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第83号 津別町簡易水道事業給水条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました、議案第83号について説明を 申し上げます。

説明資料により説明いたしますので10ページをお開き願います。

このたびの改正は、水道法施行令が改正令により給水装置の構造及び材質の基準を 定めている条項が第6条に条ずれしたことから、当町の簡易水道事業給水条例につき ましても引用箇所がありますので、これに合わせて第28条を改正するものであります。 第28条、町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令「第 4条」を「第6条」に改正するというものでございます。

議案にお戻りください。今、説明した内容を改正条文として整理いたしたものです。 附則といたしまして、公布の日から施行することとするものであります。

以上、議案第83号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第84号 津別町寡婦住宅管理条例を廃止する 条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小野淳子さん) ただいま上程となりました、議案第84号について ご説明いたします。

この条例は、寡婦住宅の管理運営のための条例として定めておりました。寡婦対象の低家賃住宅として昭和50年に建設し44年が経過し、3年前より入居者は4戸中1戸の状態でありましたが、本年5月の退去をもって入居者はいなくなりました。今は、町営住宅のユニットバスやバリアフリー整備、所得による家賃軽減及び優先入居要件もあり、他の住宅での対応が可能となったことで寡婦住宅への入居者を望むことは難しい状況となっております。

寡婦住宅の目的は果たしたということで用途を廃止いたしまして、この津別町寡婦 住宅管理条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 94 号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第94号 契約の締結について、津別町役場庁

舎等建設(機械設備)工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました議案第94号について説明申し上げます。

津別町役場庁舎等建設(機械設備)工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、津別町役場庁舎等建設(機械設備)工事。工事の場所は、津別町字幸町41番地。契約の方法は指名競争入札。契約金額は2億9,975万円、うち消費税及び地方消費税額2,725万円。契約の相手先は、そうけん・天内特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字共和10番地39、株式会社そうけん津別支店 支店長 上野安男。構成員、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社 代表取締役 伊藤嘉高でございます。

以上、議案第94号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認くださいますよ うよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第85号 オホーツク町村公平委員会規約の変 更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました議案第85号 オホーツク町村 公平委員会規約の変更について内容をご説明いたします。

説明資料の11ページをご覧ください。

変更理由については、令和元年7月に不利益請求の審査請求があり、この事案に関わる採決及び決定に伴う事務処理に必要な人数を確保するため、第4条第2項中2人を4人以内に改めるものであります。

議案にお戻り願います。ただいまご説明の内容を条文化したものであります。

附則として、この規約は令和2年1月1日から施行するものであります。

以上、議案第85号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第86号 町道路線の廃止について及び日程第13、議案第87号 町道路線の認定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 86 号 町道路線の廃止について及び日程第 13、議 案第 87 号 町道路線の認定についてを一括議題にすることに決定しました。

議案第86号から順次内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました、議案第 86 号及び議案第 87 号につきまして一括して説明申し上げます。

議案第86号ですが、町道314号線を道路法第10条第3項の規定により町道の廃止をお願いするものであります。

議案第87号は、町道314号線を道路法第8条第2項の規定により町道の認定をお願いするものであります。

路線の詳細につきましては、説明資料 12 ページをお開きください。町道 314 号線につきましては、字大昭町道 304 号線との交点を起点とし、延長 1,262.7 メートルでございますが、このたび国営農地再編整備事業に伴い道路移設のため廃止、起点を変更して延長 1,216.75 メートルを認定するものであります。図面につきましては、13 ページをご覧ください。この部分で、少し薄いですが赤い色の路線が 304 号線からの起点がございます。14 ページをご覧ください、その起点を山側と言いますか、そちらのほうにずらして延長が変更になるというものでございます。

簡単ですが、以上、議案第 86 号及び 87 号について説明申し上げましたので、ご承

認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

はじめに議案86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第88号 令和元年度津別町一般会計補正予算 (第5号) についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(松木幸次君) ただいま上程となりました、議案第88号について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、職員給与費の時間外手当の増額、福祉灯油 助成経費の追加、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の追加、畑作構造転換事業 補助金の追加、企業等振興促進補助金の追加、消防庁舎建設事業に係る継続費の設定 などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算それぞれに 1 億 456 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 63 億 9,977 万 4,000 円とするものであります。

第2項及び第2条、第3条につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 11 ページから 12 ページをご覧ください。まず各科目にわたるものといたしまして給与費の説明をいたします。時間外手当について、計画策定や施設オープンの事業等により全体的に予算の不足が見込まれ、各科目において増額補正をしているところです。また標準報酬月額確定による共済費及び退職手当組合負担金の補正、扶養住所変更、一部給料の修正による補正も合わせて行っております。一般会計全体では 863 万 7,000 円の増額です。そのうち時間外手当は 697 万 6,000 円の増額で、当初予算、個人月額給与の 5.5%から7.9%となるものです。給与費につきましては以上で説明を省略させていただきますのでご了承ください。

款1議会費の議会運営経費は、議長の随行旅費で10万2,000円の増額です。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費は14ページをご覧ください。財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定に伴い地方財政法の規定により基金に積み立てるもので、預金利息分を含め6,901万2,000円の増額です。公共施設等整備基金積立金は預金利息の積み立てです。目5財産管理費の町有住宅維持管理経費の修繕料は、今後の小破修繕を見込み11万円の増額です。工事請負費は工事完了による精査です。公用車維持管理経費の修繕料は、今後の車両修繕を見込み22万7,000円の増額で、備品購入費は事業完了による精査です。項2地域振興費、目1企画総務費の地域振興基金積立金は16ページになりますが、新規積み立てと預金利息分を含め4,049万5,000円の増額です。目2企画開発費の森の健康館管理業務、修繕料は無料送迎バスの修繕と一般維持修繕を見込み合わせて94万4,000円の増額です。備品購入費は冷凍庫に不

具合が生じてきており更新をするもので 105 万 4,000 円の増額です。目3企画振興費の地域振興施設管理業務の委託料は、相生総合交流ターミナルに今年度新設いたしました非常用発電機の保守点検を要するため電気保安で8万 4,000 円の増額です。工事請負費は工事完了による精査です。多目的活動センター管理運営経費と次の体験交流施設管理運営経費は事業完了による精査です。

17 ページから 18 ページになります。目 4 公共交通対策費の公共交通対策経費は、地方バス生活路線、北海道北見バスへの負担金確定で 28 万円の増額で、合計では 596 万4,000 円の負担となります。

少し飛びまして 21 ページから 22 ページをご覧ください。款3民生費、項1社会福 祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉管理経費は財源内訳のみの補正です。障害者総 合支援事業経費は、補装具給付申請の増により 29 万 5,000 円の増額です。地域生活支 援事業経費の役務費と委託料は障がい者計画の計画期間1年延長に伴い現計予算を減 額するものです。扶助費は利用者の増により移動支援事業で39万4,000円、日中一時 支援事業で70万7,000円の増額です。重度心身障害者医療費助成経費は、医療費の支 出増による見込みで 176 万 1,000 円の増額です。24 ページになります。地域福祉計画 等策定業務は事業完了による精査です。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経 費は、認知症グループホームの非常用の自家発電設備整備の補助で、30 年度の補正予 算で繰越明許費としていたものですが、事業者の変更によりまして新たな交付金とな ったことから 499 万 8,000 円の増額で、歳入も同額のトンネル補助となります。社会 保障事業基金積立金は預金利息の積み立てです。国民健康保険事業特別会計繰出金は、 保健基盤安定繰入金等の精査により 174 万 9,000 円の減額です。介護保険事業特別会 計繰出金は介護給付費等の精査により 472 万 5,000 円の増額です。目2社会福祉施設 費の寡婦住宅管理経費は事業精査による減額です。25ページから26ページとなります。 目4国民年金費の国民年金事務経費は、国民年金システムの改修で産前・産後期間保 健料免除対応の負担金で 11 万 4,000 円の増額です。目 5 老人福祉費の老人福祉施設管 理経費は事業完了による精査です。老人福祉扶助費等は、灯油価格が11月1日時点で リッター当たり 90 円を超える状況のため、福祉灯油助成事業を実施するもので、対象 1世帯当たり1万円の助成で 514 世帯を見込み 514 万円の増額です。介護サービス支 援事業は、いちいの園の福祉車両購入の補助金で、事業費の2分の1補助で152万4,000円の増額ですが、歳入も同額のトンネル補助となります。28ページになります。設備修繕は、いちいの園の非常用予備発電機始動用蓄電池取りかえ修繕に関する補助で26万4,000円の増額です。福祉寮管理経費は予算流用による流用元補正で福祉寮周辺の草刈り範囲が増えたため予算流用により対応したもので、流用元へ21万1,000円の増額です。福祉基金積立金は預金利息の減額です。目6自治相談費の広域集会施設管理経費と住民活動事務経費は事務完了による精査です。目8後期高齢者医療費の後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、負担金で30ページになりますが療養給付費の確定により1,061万1,000円の減額です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費等の精査により89万5,000円の減額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のひとり親家庭等医療費給付事業は、医療費の支出増による見込みで40万7,000円の増額です。乳幼児等医療費助成事業も同様に62万4,000円の増額です。乳児養育手当支給事業は、事業費確定による精査です。児童遊園地管理経費から32ページになりますが児童手当等扶助費、子ども・子育て支援事業は事業精査による減額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の事務組合負担金は34ページになりますが、事務精査による増減です。目2予防費の畜犬・蜂対策経費は事業完了による精査です。目3環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は事業精査及び前年度繰越金の予算計上により518万8,000円の減額です。簡易水道事業特別会計繰出金は事務精査等により61万6,000円の増額です。35ページから36ページになります。項2清掃費、目1塵芥処理費の一般廃棄物最終処分場管理経費と生ごみ処理経費は事業完了による精査です。

款6農林業費、項1農業費は37ページから38ページになります。目3農業振興費のその他農業振興対策経費は事業完了による精査です。青年就農給付金事業は、事業対象者がなく150万円の減額です。畑作構造転換事業は、農業用機械の導入に対する補助で事業費の2分の1の補助で1,798万9,000円の増額で、トンネル補助となります。目5畜産業費の町営牧野管理業務と40ページになりますけれども、その他畜産振興事務経費は事業完了による精査です。項2林業費、目2林業振興費の未来につなぐ森づくり推進事業は、平成29年に風雪被害を受けた森林の再生整備促進に道の補助に

よる事業実施が可能となったことから、補助金で 580 万 5,000 円の増額です。森林情報整備事業は事業完了による精査です。地域材利活用推進事業も 42 ページにわたっておりますが事業精査による減額です。再生可能エネルギー推進事業は、今年度、本町の木質バイオマス事業は林野庁の補助事業である地域内エコシステム構築事業に採択され、この事業により事業を推進しているところですが、旅費は全国で採択された 15 市町村の協議会及び研修会が予定され 33 万 6,000 円の増額です。また委託料の木質バイオマスセンター導入可能性調査業務は、地域内エコシステム構築事業で実施できることとなったため、当初予算で計上した 1,210 万円の減額です。目 6 公有林費の町有林整備事業は 44 ページにわたりますが、臨時筆耕の雇用を予定しておりましたけれども不要となったため減額をするものです。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の商工振興補助費等は企業等振興促進補助金でゲストハウスと集合住宅の新設による補助が見込まれ、現計予算に不足する分として470万3,000円の増額です。目3観光費の峠展望施設管理経費は財源内訳のみの補正です。

款8土木費は45ページから46ページになります。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の建設機械管理経費と除雪センター管理経費は事業完了による精査です。47ページから48ページになります。道路除排雪経費は除雪業務委託路線の減により146万5,000円の減額です。目2道路橋梁維持費の道路ストック総点検事業は財源内訳のみの補正です。道路橋梁維持管理経費の委託料で町道等維持管理業務は道路管理センターへの除雪業務委託路線の増により223万8,000円の増額です。ほかは事業完了による精査です。橋梁長寿命化修繕事業は予算の組みかえで、津高橋の橋梁補修工事において既設塗料に有害物質のPCBが含まれていて、当初、工事請負費に産廃処理費を含め契約をしていたところですが、PCBの処理は町が直接処理業者と契約を交わす必要があるため、工事請負費から委託料へ530万円を組みかえするものです。項4住宅費、目1住宅管理費は50ページになりますが、町営住宅管理経費は事業完了による精査と工事請負費の町営住宅解体工事は、今年度、活汲団地2棟6戸の解体を予定しておりましたが、国庫補助事業費の調整により来年度以降としたため1,101万9,000円の減額です。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防総務費の事務組合負担金は事業精査等により 688 万 7,000 円の減額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費は 51 ページから 52 ページになりますが、目 4 語学指導助手招致事業費は予算流用による流用元補正で語学指導助手用公用車の修繕に急を要したため予算流用により対応したもので、流用元へ 30 万 5,000 円の増額です。以下、教育費の項 2 小学校費、項 3 中学校費、項 4 社会教育費 53 ページになりますけれども、項 5 保健体育費は事業完了による精査と財源内訳のみの補正となります。

55ページから56ページになります。款12公債費、項1公債費、目1元金の長期債償還元金は、本年5月の縁故債の借り入れで計画では元金の償還開始に据置き期間を置く予定でありましたが、繰り上げ償還も想定いたしまして据え置き期間なしで借り入れをしたため銀行等で510万4,000円の増額です。財務省は借り入れ10年後の利率を見直したことにより利子の償還が少なくなった分、元金償還が増えるもので5,000円の増額です。目2利子の長期債償還利子の財務省は利率見直し及び借り入れ利率の確定により27万9,000円の減額です。58ページになりますけれども、銀行等は借り入れ利率の確定により29万1,000円の減額です。歳出は以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款8地方特例交付金、項1地方特例交付金は交付額の確定により181万9,000円の増額です。例年より大幅な増となりました理由は、本年度10月から自動車取得税にかわる自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の消費税率引き上げに伴う臨時的軽減による減収について地方特例交付金で補填されたことによるものです。項2子ども・子育て支援臨時交付金は、施設型給付費分の減により39万4,000円の減額です。款12使用料及手数料、項1使用料は実績による精査です。

款 13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は、事業費の精査による 増減です。項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金も事業費の精査によるものですが、 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、歳出と同額の 499 万 8,000 円 の増額です。目4 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、活汲団地の解体分 で 502 万 1,000 円の減額です。項3 国庫委託金、目2 民生費国庫委託金の基礎年金等 事務は国民年金システム改修に関するもので11 万 4,000 円の増額です。5 ページから 6ページになります。款 14 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金は事業費の精査による増減です。項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金は事業費の精査によるもののほか、地域づくり総合交付金は、いちいの園の福祉車両購入事業で歳出と同額の 152万 4,000円、福祉灯油助成事業で 50万円、合わせて 202万 4,000円の増額です。目 4農林業費道補助金の青年就農給付金事業は、事業対象者がなく 150万円の減額です。畑作構造転換事業は歳出と同額の 1,798万 9,000円の増額です。未来につなぐ森づくり推進事業は、歳出の同事業に対するもので 382万 9,000円の増額です。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2利子及配当金は基金の預金利子収入の見込みによる精査です。項 2 財産売払収入、目 4 物品売払収入の車両売払収入は、集中管理車 1 台の売り払いで 2 万 2,000 円の増額です。 7 ページから 8 ページになります。目 5 有価証券売払収入の株券譲渡収入は、女満別空港ビル株式会社の株式譲渡により276 万円の増額です。

款 17 繰入金、項1 基金繰入金は事業完了による精査のほか、歳入、繰り入れ増の主な事業といたしましては、地域振興基金の企業等振興促進補助で 470 万 3,000 円の繰り入れ、福祉基金の福祉灯油助成事業で 464 万円の繰り入れとなっております。

款 18 繰越金は決算の確定により 8,510 万 7,000 円の増額です。

款19諸収入、項5雑入、目6雑入は臨時筆耕の雇用減により雇用保険料個人負担分で8,000円の減額と事故共済金は建設車両1台及び集中管理者2台の事故共済金で89万9,000円の増額です。

款 20 町債、項1町債、目1総務債の臨時財政対策債は借り入れ額の確定により 209 万 9,000 円の減額です。目3土木債から目5教育債は事業費確定による精査でありま す。歳入は以上です。

補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま説明いたしま した内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額と するものであります。

第2条につきましては継続費の追加で、2枚ほどめくっていただきまして第2表継 続費補正のとおり消防庁舎建設事業を追加するもので、事業内容は建築主体工事、電 気設備工事、機械設備工事、工事管理業務について令和元年度から令和2年度までの 継続費を設定するものです。事業費総額は9億536万6,000円で年割額は記載のとおりであります。

補正条文第3条につきましては、地方債の変更で第3表地方債補正のとおり臨時財政対策債と4の事業で限度額を変更するもので、起債総額は9億3,870万1,000円となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお 願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第89号 令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第89号に

ついてご説明を申し上げます。補正の理由につきましては、歳出では主に保険給付費の一般被保険者療養給付費の精査による減額の補正であり、歳入では主には国民健康保険税の精査と療養給付費の精査に伴う道補助金、保険給付費と交付金の精査の補正であります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ9,571万9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,596万円とするものです。

第2条は後ほどご説明いたします。歳出からご説明申し上げます。 7 ページ、8 ページをお開きください。款 1 総務費の目 1 一般管理費では、時間外の精査に伴う給与費の補正で 22 万 7,000 円の増額です。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1療養費につきましては一般及び退職被保険者等療養給付費の精査による補正として963万9,800円の減額となっております。減額の要因といたしましては、被保険者数の減と高額の医療費該当者が昨年よりも減ったことにあります。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金につきましては、繰越金基金利息積み立てによる45万2,000円の増額補正です。

続いて歳入になります。3ページ、4ページに戻ってください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税は、見込み額の精査により一般、退職分合わせまして537万円の減額。

款2道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金は歳出でご説明いたしました一般及び退職被保険者等療養給付費の減額による補正です。

款4繰入金は559万7,000円の追加で、内訳は5ページ、6ページになりますが、一般会計繰入金は合わせて174万9,000円の減額。項2基金繰入金は、国保税の収入減による基金繰入金で734万6,000円を追加。

款5繰越金は、前年度繰越金の確定により45万1,000円を追加するものです。

補正条文に戻っていただきまして、第1条、第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第1表で款、項ごとに整理したものであります。

以上、議案第89号についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第90号 令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程になりました議案第90号についてご説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による減額の補正であります。

歳入では、主に後期高齢者医療保険料の当初賦課の額の確定及び異動による精査と、 繰入金の額確定による減額をする補正であります。

補正条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 21 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9,071 万 4,000 円とするものです。

歳出からご説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、事務費負担金額の確定による 減額、保険料負担金の精査により追加で21万4,000円。

続いて歳入の説明をいたします。 3ページ、4ページをお開きください。款1の後期高齢者医療保険料につきまして、特別徴収、普通徴収保険料当初賦課額の確定による追加、滞納繰越がないことにより減額で103万円の追加となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金では、広域連合事務費負担金確定による事務費繰入金の精査と保健基盤安定負担金確定による精査で89万5,000円の減額。

款3繰越金では、前年度繰越金の確定により7万9,000円の追加となっております。 補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明い たしました補正額を次ページ第1表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第90号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時56分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第91号

○議長(鹿中順一君) 日程第17、議案第91号 令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(千葉 誠君) ただいま上程となりました、議案第91号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では保険給付費の介護サービス費の見込み額の増額、地域支援事業費のサービス事業費の見込み額の減、来年度策定の介護保険事業策定に係る日常生活圏域事業の追加、前年度繰越金等の確定に伴います介護給付費準備基金の追加で、歳入では主に保険料賦課決定による介護保険料の減額、介護給付費の増額及び地域支援事業費、サービス費の見込み額の減額に伴います国、道負担金補助及び交付金の追加減額です。繰入金の精査及び事務費繰入金の増、介護給付費増に伴います介護給付費準備基金の追加及び前年度繰越金確定による前年繰越金の追加を内容とする補正であります。

令和元年度津別町介護保険特別会計補正予算(第4号)条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,319万4,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。7ページ、8ページをご覧ください。 款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費で節3職員手当等、時間外で 見込み額の増に伴い14万8,000円の追加。19節負担金補助及交付金で退職手当組合で 9,000円の追加。項4計画策定委員会費、目1計画策定委員会費で次年度策定予定の第 8期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査事業で調査票送付及び返信に係る郵便料 20万4,000円。日常生活圏域ニーズ調査検証・評価事業の委託料として108万9,000 円を追加するものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス等給付経費で節19負担金補助及交付金、負担金9ページ、10ページとなりますが介護サービス給付費に320万円の追加で、理由としまして居宅サービス費の増で主に訪問介護及び福祉用具貸与の利用増によるものです。目2施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付経費、節19負担金補助及交付金、負担金、介護サービス給付費に2,600万円の追加で、理由としまして施設介護サービスのサービス費の増によるもので、主に特別養護老人ホーム介護老人保健施設の利用の増によるものです。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1サービス事業費、節19負担金補助及交付金、負担金、介護サービス給付費で300万円の減額で、主な理由としましては要支援1、2の要支援者の通所型サービスの利用の減によるものです。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節25積立金、介護給付費準備基金、積立金に前年度繰越分及び基金利子分の積み立てとしまして117万6,000円を 追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で111万5,000円の減額で、現年度分特別徴収分、現年分で7万6,000円の減額、現年度普通徴収分、現年度分で109万8,000円の減額、滞納繰越分で5万9,000円の増額で特別徴収分につきましては、付加決定による保育料の所得階層区分ごとの増減、普通徴収分につきましては同様に保険料の所得階層区分ごとの増減及び人数減による減額、滞納繰越分につきましては現在の確定額によるものです。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分で559万5,000円の追加。項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分は介護給付費の増に伴いまして212万8,000円の追加。目2地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、節1現年度分で介護サービス給付費減に伴い60万円の減。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分で介護給付費の増に伴いまして788万4,000円の追加。目2地域支援事業交付金、節

1現年度分で地域支援事業、介護サービス費減により81万円の減額となります。

款4道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分で介護給付費 増に伴い389万5,000円の追加。項2道補助金、目1地域支援事業交付金、介護予防・ 日常生活支援総合事業、節1現年度分で介護サービス給付費減に伴い37万4,000円の 減額。

款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金、節1基金利子、介護給付費 準備基金利子で2,000円の追加となります。

5ページ、6ページをお開きください。款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分で介護給付費増により365万円の追加。目2地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、節1現年度分で介護サービス費の減に伴い37万5,000円の減額。目4その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金で人件費及び介護保険計画策定に伴う調査委託料等の増額に伴い145万円の追加。項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、介護給付費増による保険料不足分の繰り入れとして632万2,000円の追加。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金で前年度繰越金の確定により117万4,000円を追加いたします。

それでは4ページほど戻っていただき補正予算の条文となりますが、第1条第2項におきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項ごとに次ページ以降、第1表で整理させていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) 10 ページの施設介護サービス給付経費のところで、説明では施設入居者が増のために 2,600 万ほど増額になったという説明だったのですが、現在、津別の特養に定員が決まっているので、この増はそこでなくて介護度が3以上とか基準が設けられたのですが、そういう差額なのか、あるいは特養に入居しなければならないような介護状態の人が増えて、他の町とかに行っているのか、その辺の状

況をお知らせいただければと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 千葉保健福祉課長補佐。
- ○保健福祉課長補佐(千葉 誠君) 2,600万円の増の要因につきましては、当初、予算を見込んでいる人数より増になっているという内容なんですけれども、現在、津別町の方が津別町の特別養護老人ホームには37人の方が入所されております。10月までの給付分となりますけれども37人で、特定住所地、町外のほうに入所されている方が16名いらっしゃいます。当初11件の予算を立てておりましたので5件の増となっているのが主な要因になっております。
- ○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。
- ○1番(篠原眞稚子さん) できれば町外の16人の人が現状、津別のところではという話の中では、特養の入所定員が今50で、それが増えるのかどうかというのはまた違うものになるのですが、今後も要介護の方が増えていく傾向になってしまうので、特養の増床みたいなことはここで聞けるのかどうかなんですが、ちょっと見通しみたいなのが何か担当レベルで考えていることがあればお聞きしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小野淳子さん) どこの町にも特別養護老人ホームというものがありまして、また、そこの施設が一番利用者の自己負担が少ないということで特養の建設を求められているところです。ですが、やはり大都市というところでそういう施設が増えておりまして、またそこの施設のほうも入居者の募集をしているところです。そして津別の方が住所取得例で入られているのは、やはり家族がそちらのほうにいて、近くのところの施設に入れたいという方もいるのが実際ですので、家族の近くに住んでいるという方もいますので、一概に津別にすべての方がというところもなんとも言えないところがございます。

そして津別のほうも今50床の特養というところで、次の移転改築ということも考えているところではございますが、どこの施設もそうですが、介護施設の人材確保というところが問題になっております。そして次、建てかえるときにはユニット化というのが求められておりますので、今みたいに多床室は定員の3割までは認めますが、それ以外はユニット化ということになっております。そしてユニット化になると、その

分の職員の配置人数が増えていくことになりますので、特養の新設、増改築で増員というのもなかなか人の確保というところで難しいところがあります。

それで津別町といたしましても、今、移転改築については施設のほうと今後に向けてどのようなことが考えられるのかというのも協議させていただいておりますし、8期計画を来年度作成することになっておりますが、3年度以降の8期計画に盛り込むのか、それとも第9期になるのかというのもちょっと事業所と打ち合わせをしながら進めさせていただいておりますので、皆さんが特養を求められているというご意見もわかるのですが、施設のほうの運営だとか、本当に20年後、30年後までその人数が確保できるのか、介護人材も確保できるのかというのがありますので、いろいろそういうことも含めて今検討させていただいている状態です。

○議長(鹿中順一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 92 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 18、議案第 92 号 令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第92号について説明申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入では消費税改定によります料金収入の精査、前年度繰越 金確定による予算計上。歳出では事業費等の今後見込み額による精査、消費税還付金 起債償還額精査によるものであります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 57 万 2,000 円を 減額し、予算の総額を 3 億 9,856 万 2,000 円とするものです。

補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので歳出の5ページ、 6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては節27公課費におきましては、消費税の申告を終え当該年度納付額が確定したことから40万5,000円の減額。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費、マンホール内ポンプ管理経費につきましては、本年度購入の可搬式発電機運搬車両の納入予定日が決まりましたことから、当該関係予算につきまして所要の補正を行うものであります。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費は財源内訳のみの補正であります。

7ページ、8ページをお開きください。款4公債費、項1公債費、目1元金におきましては1万6,000円の追加です。内訳は元利均等方式で償還している起債で、利率の変更があったことから元金の追加です。目2利子につきましては9万8,000円の減額です。利率見直し方式の記載の償還利子の変更と昨年度借り入れの利率が確定したことによる減額であります。

歳入について説明いたしますので3ページ、4ページにお戻りください。款2使用料及手数料、項1使用料、目1下水道使用料35万4,000円の追加。目2個別排水使用料で6万1,000円の追加で消費税改定によります増を見込んでおります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、518万8,000円の減額。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は 420 万 2,000 円の追加です。前年度の繰越額が確定したことによる追加でございます。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款、項区分に整理したものであります。

以上、議案第92号の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 93 号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、議案第93号 令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第93号についてご説明申 し上げます。

補正の主な理由といたしましては、収益的収入及び支出においては支出で職員の人件費の補正、起債償還額確定による所要の補正、収入では消費税改定に係る水道料金の追加、営業外収益で他会計繰入金の増とするものであります。資本的収入及び支出

においては、建設改良費においてメーター設置費において事業完了による精査、利率 見直し方式による償還元金の増による追加であります。

第1条は総則です。

第2条につきましては、収益的収入及び支出の収入の部において第1款水道事業収益に134万8,000円を追加し、収益計を1億8,794万5,000円とし、支出の部において第1款水道事業費用に55万4,000円を追加し、費用合計を1億7,606万8,000円とする補正をお願いするものであります。

第3条につきましては、予算第4条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的支出の第1款資本的支出から204万3,000円を減額し、支出合計を3億2,421万7,000円とする補正をお願いするものです。

4ページをお開きください。支出の部、第1款水道事業費用、項1営業費用、目4総係費に人件費として8万3,000円の追加。項3営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、元利均等で償還している起債の償還額が確定したことによる増額補正であります。

3ページ収入の部、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は消費税改定に係る料金収入の増として68万1,000円の追加。項2附帯事業収益は同じく消費税改定に係る分として5万1,000円の追加。項3営業外収益は他会計繰入金として61万6,000円の追加であります。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出で款1資本的支出、項1建設改良費、目2メーター設置費の事業精査で204万7,000円の減額。項2企業債償還金で借り入れ分の利率見直しにより元金で4,000円の追加でございます。

それでは本文にお戻り願います。第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8万3,000円を追加し、2,232万円とするものです。

第5条につきましては、予算第8条に定めた他会計からの繰入金及び補助金を職員給与費に充てるものとして4万9,000円の追加。企業債元金償還金に充てるものとして4,000円追加。企業債利子に充てるものとして44万2,000円追加。水道事業費用に充てるものとして12万1,000円であります。

1ページ並びに2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま説明申し上げましたものを款、項、目区分に整理したものでございます。

6ページをお開きください。6ページにつきましてはキャッシュフロー計算書になります。一番下の資金期末残高につきましては3億8,665万6,000円となります。続いて7ページから9ページは、今年度予定貸借対照表となります。今回の補正によりまして7ページの下から6行目の現金預金が増額し、6ページの資金期末残高と同額の3億8,665万6,000円となります。

9ページをお開きください。下から7行目、当年度純利益につきましては 1,187 万7,000円と見込むものでございます。

以上、議案第93号の内容について説明いたしましたのでご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第93号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号

○議長(鹿中順一君) 日程第20、意見書案第12号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、意 見書案第12号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書につ いて読み上げて提案をさせていただきます。

防衛省は、米軍普天間飛行場の米海兵隊輸送機MV-22 オスプレイの訓練移転を、令和 2 年 1 月から道内で行う日米共同訓練「ノーザンヴァイパー」で計画していることを明らかにした。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、他の米海兵隊運用機より重大事故率が高い輸送機で、ひとたび墜落事故が起きれば道民の命と財産が犠牲になる。また、昼夜を問わず低空飛行を繰り返すオスプレイの騒音はすさまじく、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至であり、そのようなオスプレイの訓練参加は許しがたく、断じて認めることはできない。

さらに、国境に接する北海道において、米海兵隊と自衛隊が参加し、オスプレイが 広域的に飛行する大がかりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土 問題の解決という私たちの悲願を大きく後退させるものである。

国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣へ提出するものであります。

皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 意見書案第 12 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第17号

○議長(鹿中順一君) 日程第 21、報告第 17 号 令和元年度定例監査の報告について を議題とします。

監査委員から令和元年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告する ものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 18 号

○議長(鹿中順一君) 日程第22、報告第18号 例月出納検査の報告について、令和 元年度8月分、9月分、10月分を議題とします。

監査委員から令和元年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が 提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(鹿中順一君) 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。 これで令和元年第 10 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 3時37分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員